

## 第3編 ごみ処理基本計画



## 第1章 ごみを取り巻く社会情勢

### 1. 1 関係法令

#### (1) 関係法令の概要

平成13年1月「循環型社会形成推進基本法」が施行され、これを契機に特定の廃棄物を対象としたリサイクル法も次々と施行されています。

関連法令の概要を表3-1-1に示します。

表3-1-1 関連法令の概要

年月	関連法	概要（循環型社会への取組）
平成6年 8月	環境基本法完全施行 (環境全般)	本法律では、基本となる理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民と、あらゆる主体の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めています。
平成12年 4月	容器包装リサイクル法 完全施行	一般家庭から排出されるごみの容積比で6割、重量比で2~3割を占める容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、消費者には分別排出、市町村には分別収集、製造事業者にはリサイクルの責任を明確化しています。
平成13年 1月	循環型社会形成推進基本法施行(循環型社会形成)	廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって、循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るための基本的な枠組みを定めています。
平成13年 4月	家電リサイクル法 完全施行(家電品)	平成13年4月以降、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機を特定家庭用機器として位置付けており、製造メーカーには再商品化を、小売業者には消費者からの引取及び製造メーカーへの引き渡しを、排出者にはリサイクル料金及び運搬費の負担を義務付け、家電製品のリサイクルを推進しています。
	資源有効利用促進法 完全施行(各種製品、 パソコン等)	10業種・69品目(一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー)を対象業種・対象製品として位置付け、事業者に対して3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組を求めており、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装については平成13年4月より、事業者に対し、識別表示が義務付けられています。
	グリーン購入法 完全施行(自治体の調 達品)	国等の公的部門による環境物品等の調達推進、環境物品等の情報提供の推進及び環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の形成を図ることを目的としています。
平成13年 5月	食品リサイクル法 完全施行(食品残さ)	食品廃棄物について、発生抑制と最終処分量の削減を図るため、飼料や肥料等の原材料として再生利用するなど、食品関連事業者(製造、流通、外食等)による食品循環資源の再生利用等を促進しています。
平成14年 5月	建設リサイクル法 完全施行(建設廃棄 物)	建築物を解体する際に廃棄物(コンクリート、アスファルト、木材)を分別し再資源化することを解体業者に義務付けています。
平成17年 1月	自動車リサイクル法 完全施行(自動車)	循環型社会を形成するため、自動車のリサイクルについて最終所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を定めた法律で、これにより最終所有者には、リサイクル料金(フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストのリサイクル)を負担することが義務付けられています。
平成25年 4月	使用済小型電子機器等 の再資源化の促進に関 する法律完全施行	使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的としています。
令和元年 10月	食品ロスの削減の推進 に関する法律	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。
令和4年 4月	プラスチックに係る資 源循環の促進等に関す る法律	プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。

(2) 関係法令の体系

関係法令の体系を図3-1-1に示します。

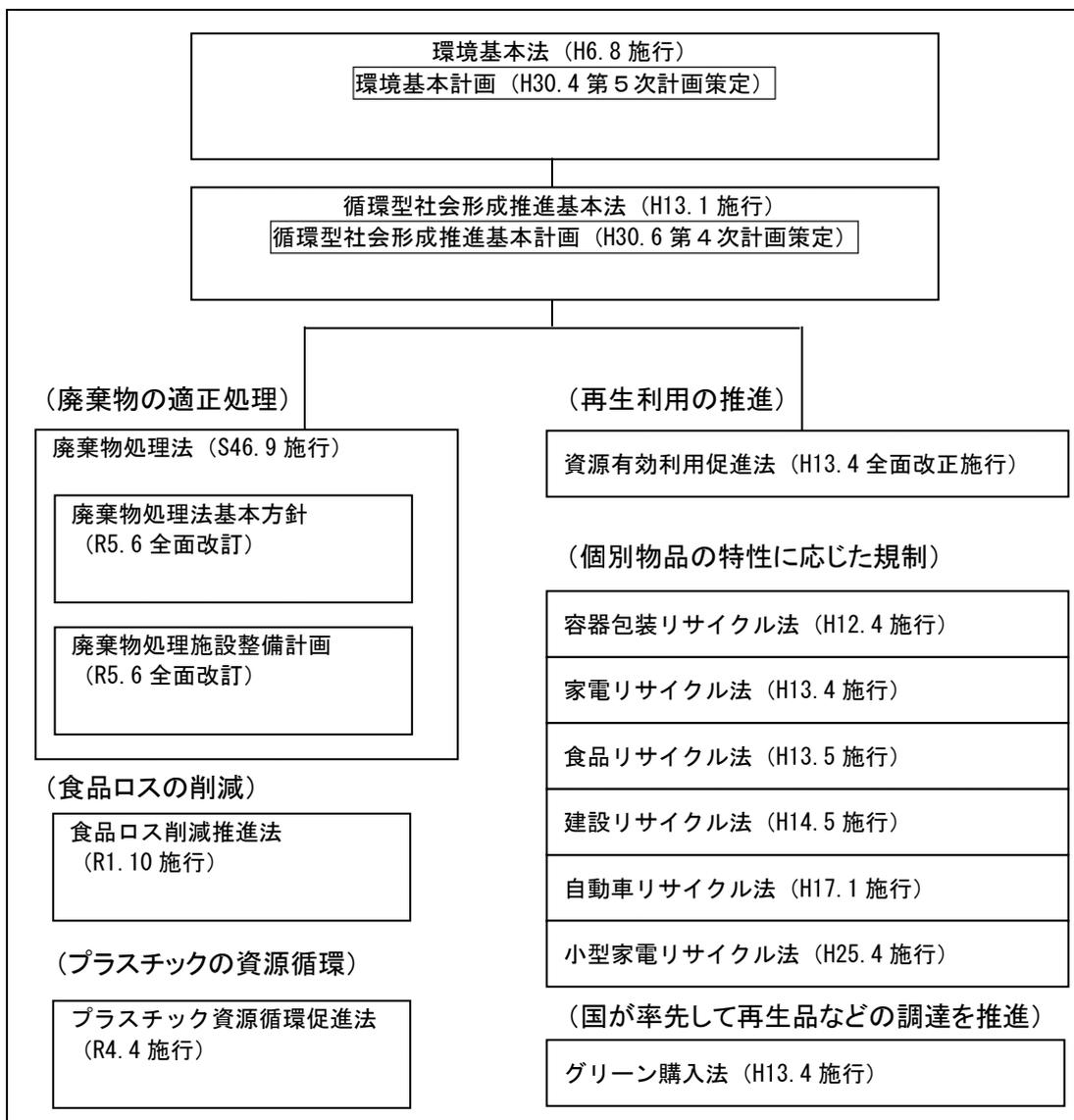


図3-1-1 関係法令の体系

(3) 国の方針、県の計画など

表3-1-2に廃棄物処理、資源化に関する国の方針・県の計画等の経過を示します。

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理、処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。また、地球温暖化対策・低炭素社会の実現に向けて、温室効果ガス排出量を削減する総合的な取組が求められています。

表3-1-2 廃棄物処理・資源化に関する国の方針・県の計画等の経過

年月	関連する計画等
平成11年3月	滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（滋賀県）
平成13年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成14年3月	滋賀県廃棄物処理計画策定（滋賀県）
平成15年3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成17年4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針【改訂】（国）
平成18年6月	第2次滋賀県廃棄物処理計画策定（滋賀県）
平成20年3月	廃棄物処理施設整備計画【改訂】（国） 第2次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成22年12月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針【改訂】（国）
平成23年8月	第3次滋賀県廃棄物処理計画策定（滋賀県）
平成25年5月	廃棄物処理施設整備計画【改訂】（国） 第3次循環型社会形成推進基本計画（国）
平成28年1月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針【改訂】（国）
平成28年7月	第4次滋賀県廃棄物処理計画（滋賀県）
平成28年12月	甲賀市・湖南市地域循環型社会形成推進地域計画策定
平成29年5月	地球温暖化対策計画（国）
平成30年6月	廃棄物処理施設整備計画【改訂】（国） 第4次循環型社会形成推進基本計画（国）
令和3年7月	第5次滋賀県廃棄物処理計画（滋賀県）
令和3年10月	地球温暖化対策計画【改訂】（国）
令和4年12月	甲賀市・湖南市地域循環型社会形成推進地域計画変更
令和5年6月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針【改訂】（国） 廃棄物処理施設整備計画【改訂】（国）

#### （4）甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

本条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づき、市の区域内の廃棄物（し尿を除く。）に関し、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別、保管、運搬、再生、処分等の処理をし、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、平成16年10月に施行されました。本計画の策定、変更は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び本条例に基づきます。

1. 2 国、県の達成目標

(1) 国の達成目標

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づき、環境大臣は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では、可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再資源化、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行う事を示しています。

また、第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月。以下、「第四次循環基本計画」という。）では、数値目標、各主体の連携や期待される役割、国が実施すべき取組などを示しています。

廃棄物処理法の基本方針の数値目標、第四次循環基本計画の数値目標を表3-1-3、表3-1-4に示します。

表3-1-3 廃棄物処理法の基本方針の数値目標

指標	数値目標
ごみ排出量	平成24年度に対し、令和7年度において約16%削減 1人1日当たり家庭系ごみ440g/人日
再生利用率※	平成24年度に対し、令和9年度において約28%に増加
最終処分量	平成24年度に対し、令和7年度において約31%削減

※再生利用率は、リサイクル率を表します。

表3-1-4 第四次循環基本計画の数値目標

指標	数値目標
1人1日当たりのごみ排出量	約850g/人日 (参考：平成28年度に対し、令和7年度において約8%削減)
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量※	約440g/人日 (参考：平成28年度に対し、令和7年度において約13%削減)
事業系ごみ排出量	約1,100万トン (参考：平成28年度に対し、令和7年度において約15%削減)
一般廃棄物の最終処分量	約320万トン (参考：平成28年度に対し、令和7年度において約20%削減)
家庭系食品ロス量	令和12年度目標：平成12年度(433万t※)の半減
事業系食品ロス量	食品リサイクル法の基本方針において設定

※家庭系ごみ排出量は燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみの合計であり、資源ごみは含まない。

※433万は暫定値であり今後精査する予定

(2) 県の達成目標

滋賀県では、令和3年7月に「第五次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、3つの基本方針を柱として『循環型社会』の実現を目指しています。

<p><b>基本方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進</li> <li>◆ 循環型社会の実現に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）及び環境負荷低減の取組の推進</li> <li>◆ 安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進</li> </ul>
---

同計画においても、国の減量目標と同様に一般廃棄物の減量化の目標量が定められており、これを遵守することが求められています。表3-1-5に県の減量目標を示します。

表3-1-5 県の減量目標

目標項目	H30 (2018) 実績	R1 (2019) 実績	R7 (2025) 将来予測	R7 (2025) 目標値
1人1日当たり ごみ排出量	834g	837g	838g	804g
1人1日当たり 最終処分量	84g	84g	85g	82g
産業廃棄物の 最終処分量	10.5万t	10.2万t	10.7万t	9.8万t

※1：1人1日当たりごみ排出量＝総排出量÷人口÷年日数

（総排出量＝計画収集量＋直接搬入量＋集団回収量）

※2：1人1日当たり最終処分量＝最終処分量÷人口÷年日数

## 第2章 ごみ処理の状況

### 2.1 家庭系ごみの分別区分

家庭系ごみの分別区分を表3-2-1に示します。

表3-2-1 家庭系ごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	
資源 ごみ	古紙類	新聞	新聞紙（折込、広告・チラシ含む）
		ダンボール	ダンボール
		紙パック	識別マークが付いているもの
		その他紙	雑誌、包装紙、ボール紙製箱、封筒、コピー用紙、その他紙製容器包装の識別マークが付いているもの
	生ごみ	生ごみ	
	廃プラスチック類	ボトル、袋、容器等その他プラスチック製容器包装の識別マークが付いているもの、日用品等	
	ペットボトル	ペットボトルの識別マークが付いているもの	
	発泡スチロール	発泡スチロール、トレー PSの識別マークが付いているもの	
	缶	空き缶	飲料用、缶詰用、菓子用、ミルク用、お茶用、のり用等
		スプレー缶	ヘアスプレー、防虫スプレー、カセットボンベ等
	びん	無色	酢、めんつゆなどのびん
		茶色	ドリンクびん
		その他の色	調味料のびん
	廃食油	天ぷら油、食用油	
家電4品目	エアコン、テレビ、冷凍・冷蔵庫、洗濯・乾燥機		
燃えるごみ		再生のきかない紙くず、割りばし、アルミホイル、衣類、かばん、くつ、ゴム製品、ラップ類等	
燃えないごみ	埋立	化粧びん、陶磁器類、カミソリ、カッター刃、ガラス、釘、針、鏡	
	金属	なべ、やかん、きり、包丁、針金製のハンガー、傘の骨組み等	
	小型電気製品	電気シェーバー、電子体温計、アイロン、CD・DVDプレイヤー、電気コード等	
ライター		ライター	
粗大ごみ	燃える	布団、じゅうたん、タンス等	
	燃えない	ストーブ、スチール家具、電子レンジ等	
有害	蛍光管・電球	電球、豆球、グロー球、蛍光管	
	乾電池	乾電池、リチウム一次電池	

令和5年4月現在

2. 2 家庭系ごみの排出方法

家庭系ごみの排出方法を表3-2-2に示します。

表3-2-2 家庭系ごみの排出方法

分別区分		排出方法	排出容器	
資源 ごみ	古紙類	新聞	ひもで縛る。	—
		ダンボール	ひもで縛る。	—
		紙パック	水洗いし、切り開いて乾かす。ひもで縛る。	—
		その他紙	ひもで縛る。	—
	生ごみ		生ごみと種堆肥をサンドイッチ状にする。	集積所の専用回収容器
	廃プラスチック類		水洗いする。(汚れのあるもの)	プラスチック専用指定袋
	ペットボトル		水洗いする。 キャップ、ラベルをはずす。	集積所の網袋
	発泡スチロール		水洗いする。(食品トレイ)	集積所の網袋
	缶	空き缶	水洗いする。	集積所のコンテナ
		スプレー缶	できるだけ使い切る。	集積所のコンテナ
	びん	無色	水洗いする。	集積所のコンテナ
		茶色		
		その他の色		
	廃食用油		—	無色透明のペットボトル
	家電4品目		①販売店に引き取りを依頼する。 ②指定引取場所に自ら持ち込む。 ③市に収集を依頼する。 ※②の場合は、事前に家電リサイクル券を、③の場合は、事前に家電リサイクル券及び収集運搬券を購入する。	
燃えるごみ		—	燃えるごみ指定袋	
燃えないごみ	埋立	—	集積所のコンテナ	
	金属	—	集積所のコンテナ	
	小型電気製品	電球、電池、燃料は抜く。	集積所のコンテナ	
ライター			集積所のコンテナ	
粗大ごみ	燃える	①甲賀広域行政組合衛生センターに直接搬入する。 ②市に戸別収集を依頼する。 ※②の場合は、事前に粗大ごみ処理券を購入する。		
	燃えない	①不燃物処理場に直接搬入する。 ②市に戸別収集を依頼する。 ③エコステーションに直接搬入する。 ※①、②、③共に事前に粗大ごみ処理券を購入する。		
有害	蛍光管・電球	—	集積所のコンテナ	
	乾電池	—	集積所のコンテナ	

令和5年4月現在

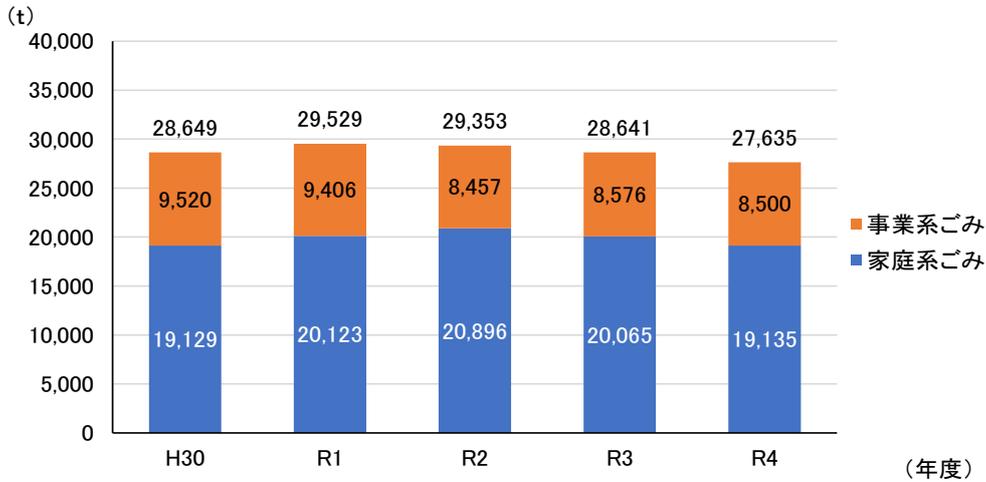
2.3 ごみ排出量

(1) ごみ排出量の実績

ア ごみ排出量の推移

ごみ排出量の推移を図3-2-1に示します。

本市のごみ排出量は、令和4年度には27,635tとなり、平成30年度から令和4年度までの5年間で約4%減少しています。このうち、家庭系ごみは、令和2年度に20,896tと最も増加しましたが、その後減少に転じ、令和4年度は平成30年度と同程度の排出量となっています。事業系ごみは、令和4年度に8,500tとなり5年間で約11%減少しています。



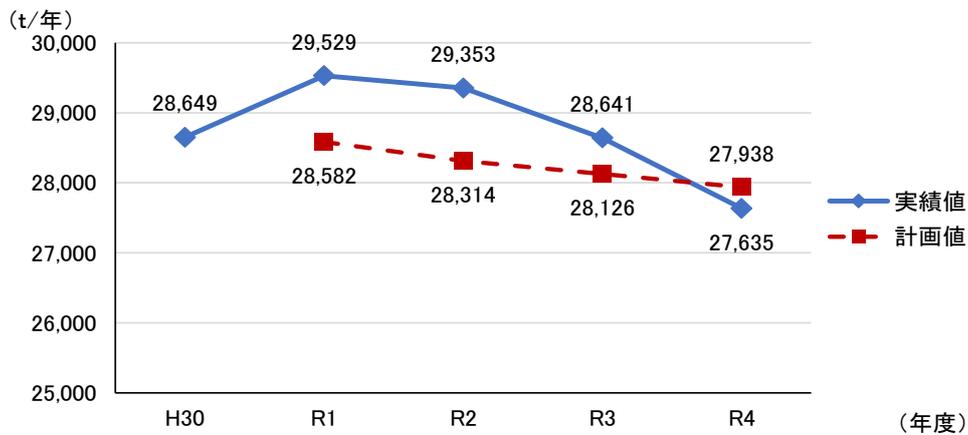
(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

図3-2-1 ごみ排出量の推移

イ ごみ排出量の計画値との比較

ごみ排出量の実績値と計画値との比較を図3-2-2に示します。

ごみ排出量は、令和元年度に最も多くなりましたが、その後減少傾向を示し、令和4年度には計画値を303t下回りました。



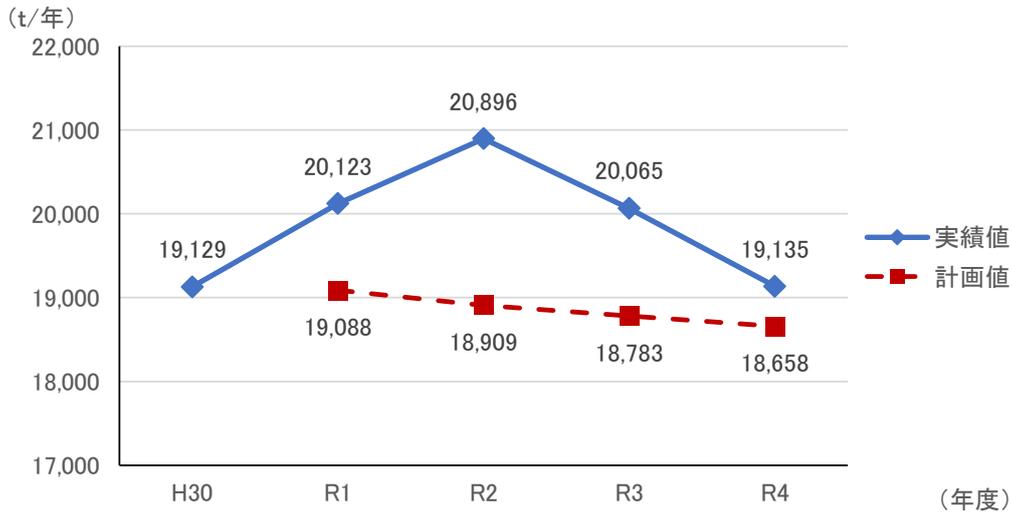
(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

図3-2-2 ごみ排出量の実績値と計画値との比較

ウ 家庭系ごみ排出量の計画値との比較

家庭系ごみ排出量の実績値と計画値との比較を図3-2-3に示します。

家庭系ごみは、令和2年度まで増加傾向を示していましたが、その後減少傾向を示しました。令和4年度の実績では、計画値を477t上回っています。



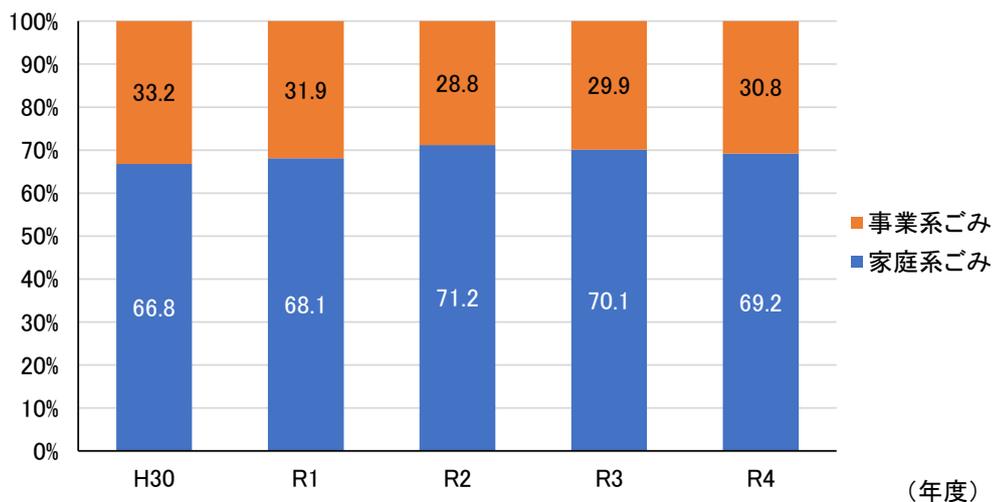
(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

図3-2-3 家庭系ごみ排出量の実績値と計画値との比較

エ 家庭系ごみと事業系ごみの構成比

家庭系ごみと事業系ごみの構成比を図3-2-4に示します。

事業系ごみの構成比は、29%～33%程度となっています。



(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

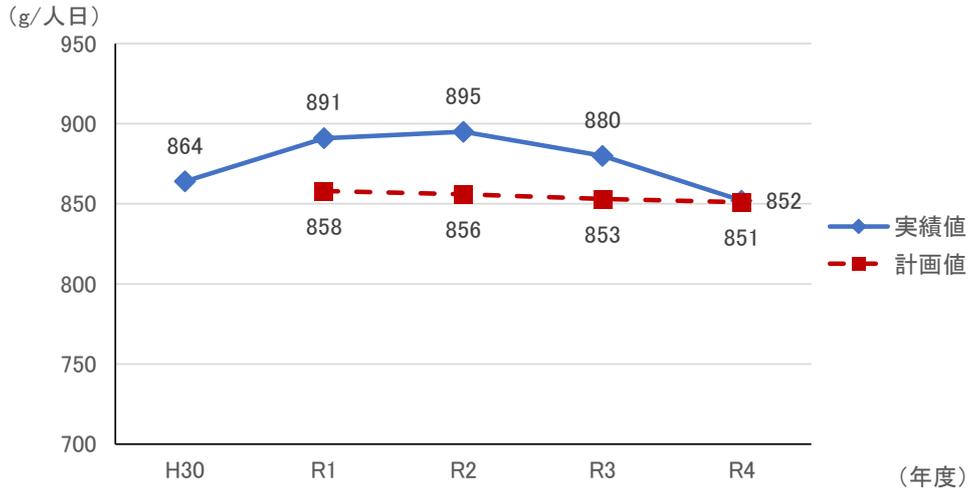
図3-2-4 家庭系ごみと事業系ごみの構成比

オ 1人1日平均ごみ排出量の実績値と計画値との比較

1人1日平均ごみ排出量<sup>※</sup>の実績値と計画値との比較を図3-2-5に示します。

1人1日平均ごみ排出量は、令和2年度まで増加傾向を示していましたが、その後減少傾向を示し、令和4年度の実績では、計画値を1g上回りました。

※1人1日平均ごみ排出量＝総排出量÷人口（年度末）÷年日数  
（総排出量＝家庭系ごみ＋事業系ごみ）



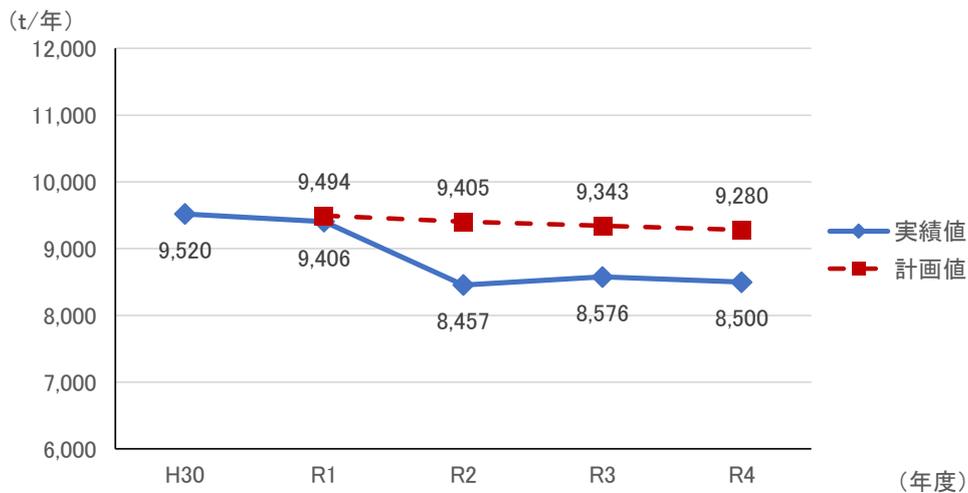
（資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果）

図3-2-5 1人1日平均ごみ排出量の実績値と計画値との比較

カ 事業系ごみ排出量計画値との比較

事業系ごみ排出量の実績値と計画値との比較を図3-2-6に示します。

事業系ごみは、令和元年度に計画値を下回り、令和4年度には計画値よりも780t減少しています。



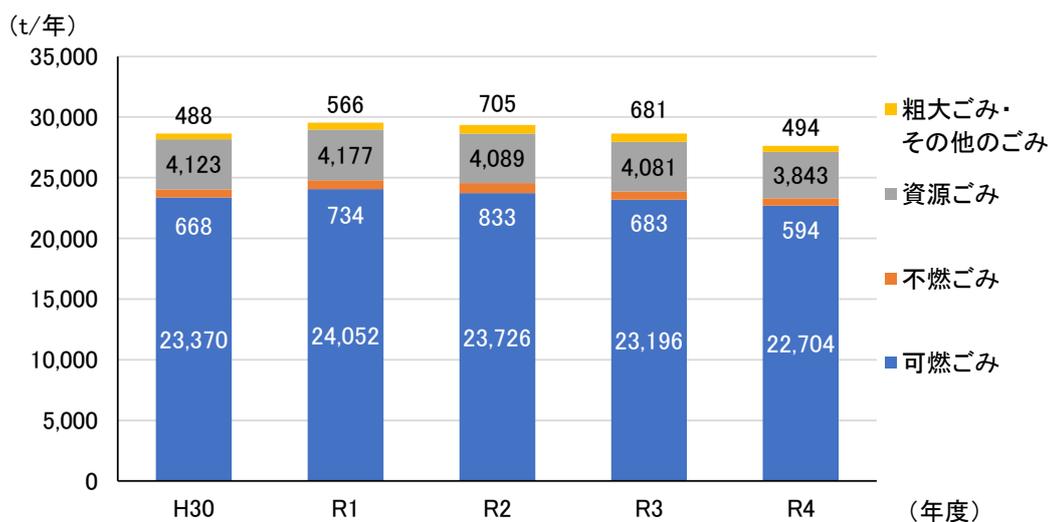
（資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果）

図3-2-6 事業ごみ排出量の実績値と計画値との比較

(2) 種類別ごみ排出量の内訳

種類別ごみ排出量の内訳を図3-2-7に示します。

令和4年度の種類別ごみの排出量は、可燃ごみが22,704t(約82%)、次いで資源ごみが3,843t(約14%)、不燃ごみが594t(約2%)、粗大ごみ・その他のごみが494t(約2%)となっています。



(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

図3-2-7 種類別ごみ排出量

2. 4 資源化の実績

(1) 資源化量の実績

資源化量の内訳を表3-2-3に示します。

資源化量は平成30年度から令和4年度にかけて422t減少しています。

表3-2-3 資源化量の内訳

	H30	R1	R2	R3	R4
資源化量 (t/年)	4,173	4,195	4,067	3,920	3,751
家庭系直接資源化量 (t/年)	1,748	1,671	1,680	1,644	1,510
紙類 (t/年)	1,245	1,196	1,200	1,177	1,068
紙類(下記以外) (t/年)	848	795	761	737	660
紙パック (t/年)	11	12	13	12	12
紙製容器包装 (t/年)	386	389	426	428	396
ガラス類(びん) (t/年)	503	475	480	467	442
その他 (t/年)	0	0	0	0	0
家庭系中間処理後再生利用量 (t/年)	2,425	2,524	2,387	2,276	2,241
焼却施設 (t/年)	84	78	84	72	71
紙類 (t/年)	21	24	26	19	17
金属類 (t/年)	63	54	58	53	54
粗大ごみ処理施設 (t/年)	240	250	320	261	216
金属類 (t/年)	240	250	320	261	216
堆肥化施設 (t/年)	1,152	1,238	1,029	1,076	1,038
肥料 (t/年)	1,152	1,238	1,029	1,076	1,038
その他 (t/年)	0	0	0	0	0
燃料化施設 (t/年)	601	611	575	494	553
ペットボトル (t/年)	1	1	1	-	-
固形燃料(廃プラ) (t/年)	525	518	490	423	478
燃料(固形燃料を除く) (t/年)	0	0	0	0	0
廃食用油(BDF) (t/年)	19	12	15	25	28
その他 (t/年)	56	80	69	46	47
その他の資源化施設 (t/年)	348	347	379	373	363
金属類 (t/年)	143	148	159	154	144
ペットボトル (t/年)	158	161	170	175	175
白色トレイ (t/年)	15	15	17	17	15
プラスチック類 (t/年)	0	0	0	0	0
その他 (t/年)	32	23	33	27	29
家庭系ごみ排出量 (t/年)	19,129	20,123	20,896	20,065	19,135
リサイクル率 (%)	21.8	20.8	19.5	19.5	19.6
リサイクル率(固形燃料除く) (%)	19.1	18.3	17.1	17.4	17.1

(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

※リサイクル率＝総資源化量(直接資源化量＋中間処理後再生利用量)÷家庭系ごみ量×100

100t/年以上の資源化量を図3-2-8に示します。  
紙類や肥料の資源化実績が減少傾向にあります。

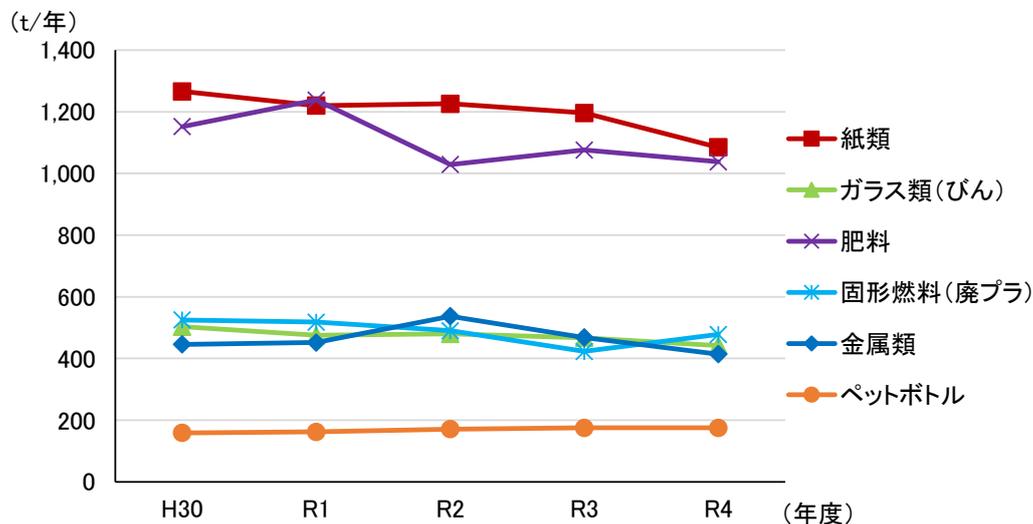
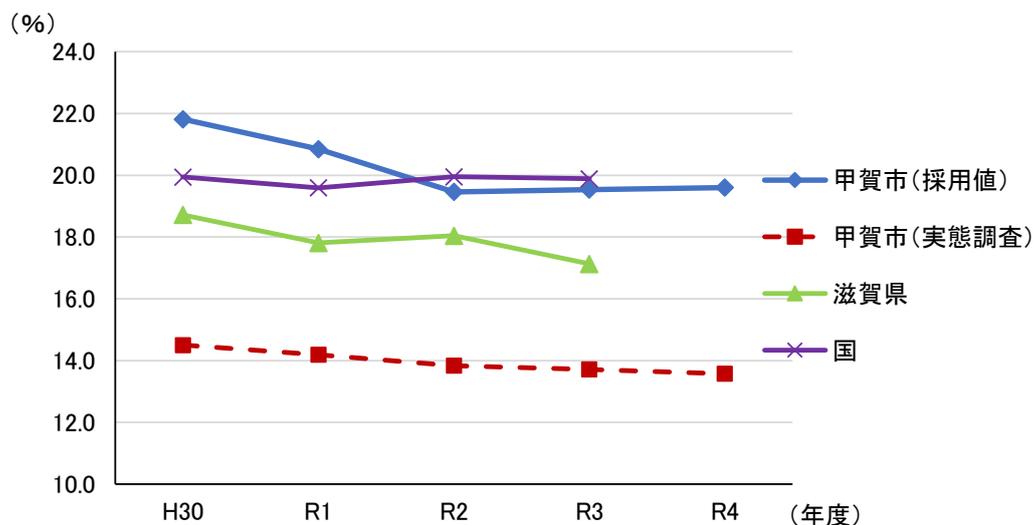


図3-2-8 100t/年以上の資源化量

(2) 国及び県の平均値のリサイクル率との比較

リサイクル率の比較を図3-2-9に示します。

採用値では、平成30年度から令和元年度にかけて、国や県の平均値よりもリサイクル率が高くなっていましたが、令和2年度以降は国のリサイクル率よりも低くなっています。



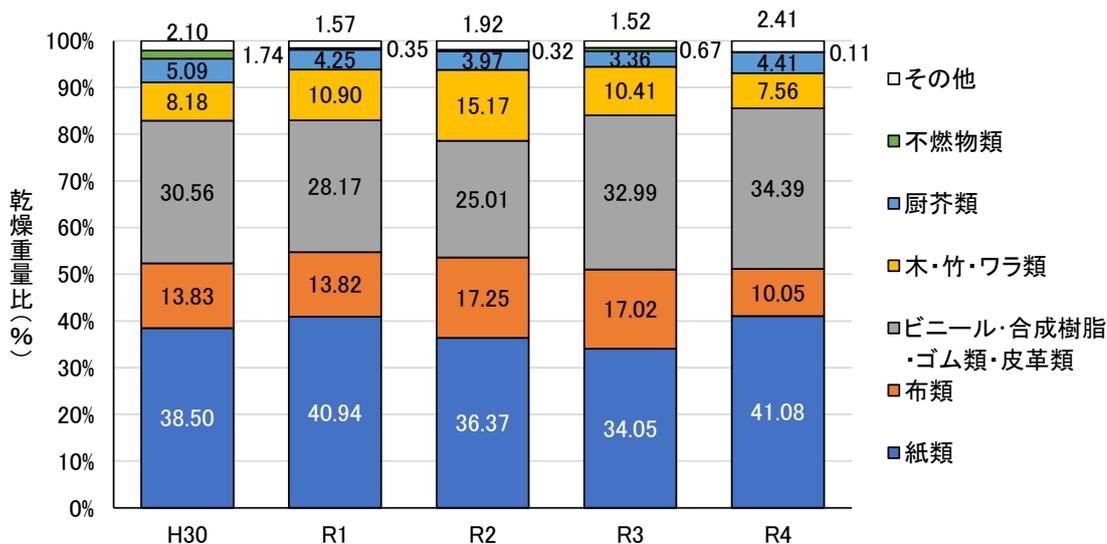
(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)  
 ※甲賀市(採用値)のリサイクル率=総資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量)÷家庭系ごみ量×100  
 ※甲賀市(実態調査)のリサイクル率=総資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量)÷総排出量×100  
 ※国、県の令和4年度数値は令和6年4月に公表予定です。

図3-2-9 リサイクル率の比較

2.5 ごみ質分析結果

可燃ごみの種類組成（乾燥重量比）を図3-2-10に示します。

本市の可燃ごみを処理している甲賀広域行政組合衛生センター第2施設では、年4回可燃ごみのごみ質調査を行っています。分析データには、本市だけでなく湖南市の可燃ごみも含まれています。

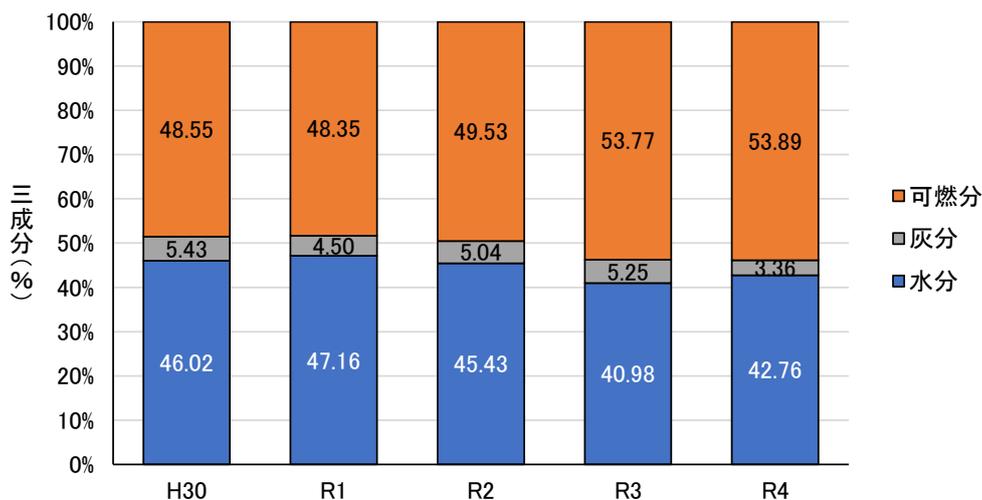


(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

図3-2-10 可燃ごみの種類組成（乾燥重量比）

可燃ごみの三成分値※を図3-2-11に示します。

※三成分値：可燃ごみを水分、灰分、可燃分の三成分の構成比で示すもの



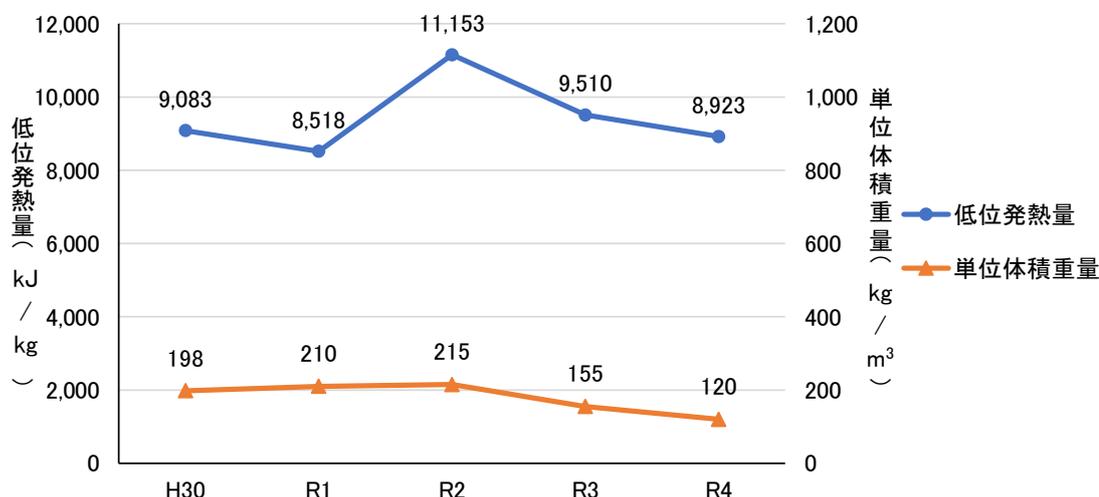
(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

図3-2-11 可燃ごみの三成分値（重量比）

可燃ごみの低位発熱量<sup>※1</sup>及び単位体積重量<sup>※2</sup>を図3-2-1 2に示します

【※1 低位発熱量：燃えるごみの燃焼によって発生した熱量を示すもの】

【※2 単位体積重量：燃えるごみを一定の容器が一杯になるまで入れ、その際の重量を容器の容積で除した値を示すもの】



(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

図3-2-1 2 可燃ごみの低位発熱量及び単位体積重量

以上のごみ質分析結果のまとめを表3-2-4に示します。

表3-2-4 ごみ質分析結果

		H30	R1	R2	R3	R4	
単位体積重量		kg/m <sup>3</sup>	198	210	215	155	120
3成分	水分	%	46.02	47.16	45.43	40.98	42.76
	灰分	%	5.43	4.50	5.04	5.25	3.36
	可燃分	%	48.55	48.35	49.53	53.77	53.89
種類・組成	紙類	%	38.50	40.94	36.37	34.05	41.08
	布類	%	13.83	13.82	17.25	17.02	10.05
	ビニール・合成樹脂 ・ゴム類・皮革類	%	30.56	28.17	25.01	32.99	34.39
	木・竹・ワラ類	%	8.18	10.90	15.17	10.41	7.56
	厨芥類	%	5.09	4.25	3.97	3.36	4.41
	不燃物類	%	1.74	0.35	0.32	0.67	0.11
	その他	%	2.10	1.57	1.92	1.52	2.41
	計	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
低位発熱量		kJ/kg	9,083	8,518	11,153	9,510	8,923

※低位発熱量は実測値。

2. 6 収集・運搬の概要

(1) 収集・運搬の状況

ごみの収集・運搬の状況を表3-2-5に示します。

収集・運搬区域は、市全域です。収集・運搬は、民間委託により行っています。

表3-2-5 ごみの収集・運搬の状況

分別区分		収集方式	収集回数	
資源ごみ	古紙類	新聞	月1回	
		ダンボール		
		紙パック		
		その他紙		
	生ごみ		週2回	
	廃プラスチック類		週1回	
	ペットボトル		集積所方式	月1回
	発泡スチロール			
	缶	空き缶		
		スプレー缶		
	びん	無色		
		茶色		
		その他の色		
廃食油				
家電4品目		戸別収集方式	随時	
燃えるごみ		集積所方式	週2回	
燃えないごみ	埋立		月1回	
	金属			
	小型電気製品			
ライター				
粗大ごみ	燃える粗大ごみ	戸別収集方式	随時	
	燃えない粗大ごみ			
有害	蛍光管・電球	集積所方式	月1回	
	乾電池			

令和5年4月現在

(2) 収集・運搬車両

収集・運搬車両の状況を表3-2-6に示します。

令和3年度の直営、委託、許可の合計の収集車両台数は304台、総積載量は1,008tとなっています。

表3-2-6 収集・運搬車両の状況

	直営	委託	許可	合計
収集台数(台)	0	83	221	304
積載量(t)	0	224	784	1,008

(資料：環境省一般廃棄物処理実態調査結果令和3年度実績)

(3) 中継施設

エコステーション(市内3か所)及び不燃物処理場(市内5か所)では、資源ごみ、燃えないごみ、燃えない粗大ごみ、有害ごみの受け入れを行っています。

(4) 収集・運搬量

ごみの収集・運搬量を表3-2-7に示します。

表3-2-7 収集・運搬量

		H30	R1	R2	R3	R4	
総排出量	(t/年)	28,649	29,529	29,353	28,641	27,635	
収集	(t/年)	17,223	17,909	18,164	17,915	17,203	
	可燃ごみ	(t/年)	11,944	12,432	12,537	12,470	12,272
	不燃ごみ	(t/年)	668	734	833	683	594
	資源ごみ	(t/年)	4,123	4,177	4,089	4,081	3,843
	その他	(t/年)	4	17	19	16	16
	粗大ごみ	(t/年)	484	549	686	665	478
許可 事業系可燃ごみ	(t/年)	7,441	7,303	6,515	6,676	6,631	
直接搬入	(t/年)	3,985	4,317	4,674	4,050	3,801	
	家庭系可燃ごみ	(t/年)	1,906	2,214	2,732	2,150	1,932
	事業系可燃ごみ	(t/年)	2,079	2,103	1,942	1,900	1,869

(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

2. 7 中間処理の概要

(1) 中間処理の状況

中間処理の状況を表3-2-8に示します。

表3-2-8 中間処理の状況

分別区分		ごみの種類	
資源 ごみ	古紙類	新聞	再生事業者に売却しています。
		ダンボール	
		紙パック	
		その他紙	
	生ごみ		民間事業者に委託し、種堆肥にリサイクルしています。
	廃プラスチック類		民間事業者に委託し、固形燃料にリサイクルしています。
	ペットボトル		圧縮・梱包処理等を民間事業者に委託し、独自ルートでリサイクルしています。
	発泡スチロール		減容処理を民間事業者に委託し、独自ルートでリサイクルしています。
	缶	空き缶	選別処理、圧縮処理等を民間事業者に委託し、独自ルートでリサイクルしています。
		スプレー缶	
びん	無色	再生事業者に売却しています。	
	茶色		
	その他の色		
廃食油		民間事業者に委託し、バイオディーゼル燃料としてリサイクルしています。	
家電4品目		家電リサイクル法に基づきリサイクルしています。	
燃えるごみ		甲賀広域行政組合衛生センターで焼却処理しています。	
燃えないごみ	埋立	民間事業者に委託し、破碎、選別処理を行っています。	
	金属		
	小型電気製品		
ライター		甲賀広域行政組合衛生センターで破碎後、焼却処理しています。	
粗大ごみ	燃える		
	燃えない	民間事業者に委託し、破碎、選別処理を行っています。	
有害	蛍光管・電球	専門の処理業者に委託し、リサイクルしています。	
	乾電池		

令和5年4月現在

## (2) 中間処理施設

本市の燃えるごみは甲賀広域行政組合衛生センター第2施設（ごみ処理施設）で処理を行っています。

ごみ処理施設の概要を表3-2-9に示します。

表3-2-9 ごみ処理施設の概要

区分	内容
施設名称	甲賀広域行政組合衛生センター第2施設
所在地	甲賀市水口町水口 6677 番地
所管	甲賀広域行政組合
組合構成市	本市及び湖南市
処理能力	225t/日（75t/日×3炉）
稼動開始	平成7年4月
処理方式	連続式・流動床炉
敷地面積	76,980m <sup>2</sup>
運転体制	人員28名（令和5年4月1日現在）
主要設備	受入供給設備：ピットアンドクレーン
	燃焼ガス冷却設備：水噴射式
	排ガス処理設備：塩化水素除去装置 ：バグフィルタ
	余熱利用設備：温水発生器
	通風設備：平衡通風方式
	灰出設備：灰固化設備、鉄分バンカ、不燃物バンカ、 固化物バンカ
	排水処理設備：ごみ汚水は炉内噴霧 プラント排水は循環利用

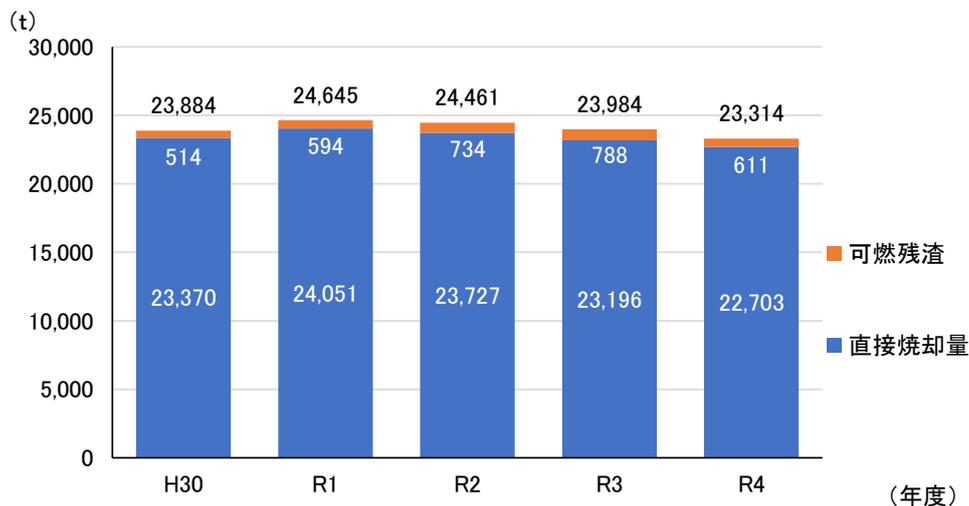
（資料：甲賀広域行政組合）

(3) 中間処理量

ア 焼却処理量

焼却処理量の推移を図3-2-13に示します。

焼却処理量は減少傾向にあります。



(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

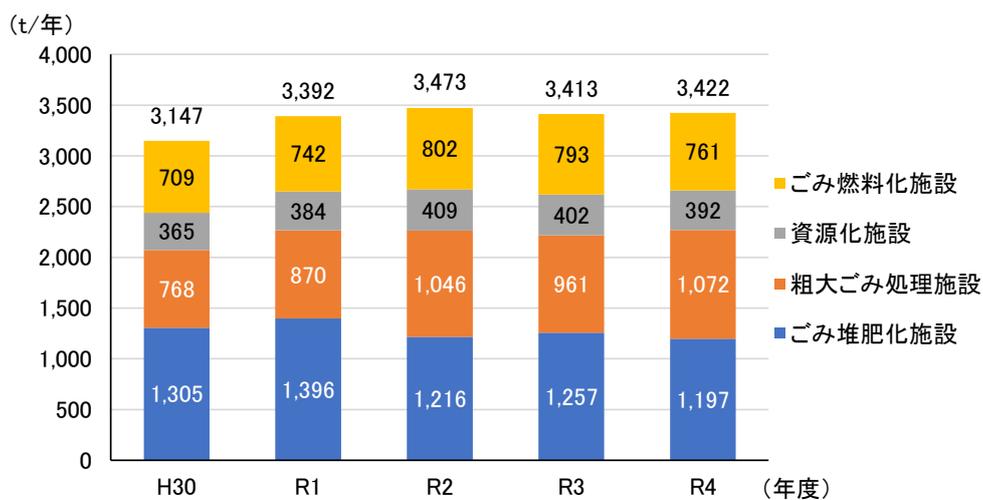
※表示未満を四捨五入しているため、可燃ごみと直接焼却量は一致しない場合があります。

図3-2-13 焼却処理量の推移

イ 粗大ごみ処理施設等での処理量

粗大ごみ処理施設等での処理量の推移を図3-2-14に示します。

粗大ごみ処理施設、資源化施設、堆肥化施設及び燃料化施設での処理量は、令和2年度に最大になりましたが、令和3年度に減少に転じています。



(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

図3-2-14 粗大ごみ処理施設等での処理量の推移

## 2. 8 最終処分の概要

### (1) 最終処分の状況

焼却残渣、破碎残渣を大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分を行っています。

なお、信楽地域で発生する破碎残渣に関しては信楽不燃物処理場で埋立処分を行っています。

### (2) 最終処分場の概要

#### ア 本市最終処分場

本市の最終処分場の概要を表3-2-10に示します。

表3-2-10 最終処分場の概要

区分	内容
名称	信楽不燃物処理場
所在地	甲賀市信楽町長野 1423-8
所管	甲賀市
面積・容量	14,300m <sup>2</sup> 、38,500m <sup>3</sup> 、残余容量 343m <sup>3</sup> (R5.3 末現在)
稼動開始	昭和 61 年
処分対象物	埋立ごみ、破碎残渣
遮水工	底部及び鉛直
浸出水の処理	生物処理

イ 広域最終処分場

残渣類の最終処分を委託している大阪湾広域臨海環境整備センターの概要を表3-2-11に示します。

表3-2-11 大阪湾広域臨海環境整備センターの概要

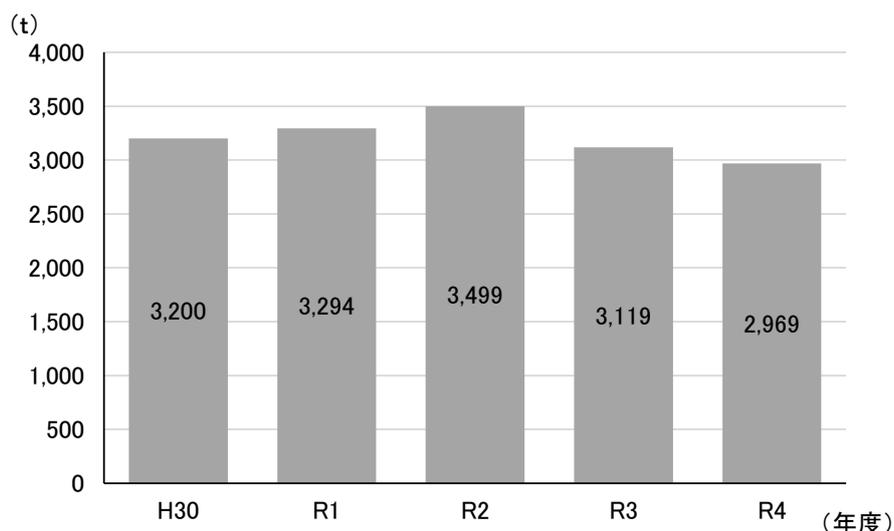
区分	内容		
名称	大阪湾広域臨海環境整備センター		
広域処理対象区域	近畿2府4県175市町村		
設立	昭和57年3月		
設立趣旨	1. 大阪湾圏域の広域処理対象区域から発生する廃棄物を適正に処理し、大阪湾圏域の生活環境の保全を図ること。 2. 港湾の秩序ある整備により、港湾機能の再編・拡充を図ること。 3. 新たな埋立地を活用し、地域の均衡ある発展に寄与すること。		
最終処分場の規模	施設名	面積	計画容量
	尼崎沖埋立処分場	113ha	15,780千m <sup>3</sup>
	泉大津沖埋立処分場	203ha	30,800千m <sup>3</sup>
	神戸沖埋立処分場	88ha	15,000千m <sup>3</sup>
	大阪沖埋立処分場	95ha	13,980千m <sup>3</sup>

(資料：大阪湾広域臨海環境整備センター概要)

(3) 最終処分量

最終処分量の推移を図3-2-15に示します。

平成30年度から令和4年度の最終処分量は、2,969t～3,499tの間で推移しています。



(資料：各年環境省一般廃棄物処理実態調査結果)

図3-2-15 最終処分量の推移

2.9 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローを図3-2-16に示します。

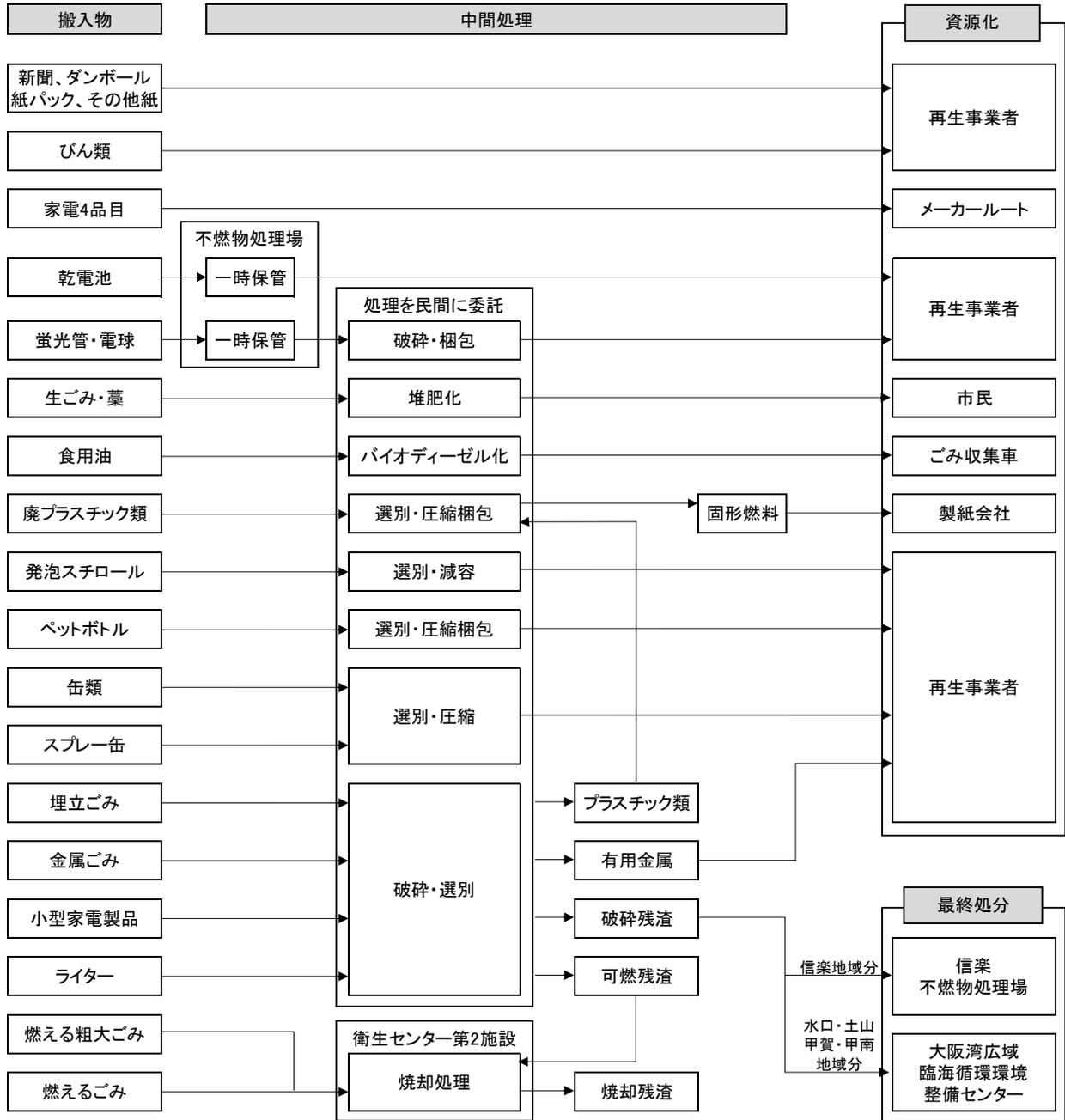


図3-2-16 本市のごみ処理フロー

## 2. 10 広報・啓発の状況

### (1) 広報・啓発活動

ごみカレンダー（ごみの分け方・出し方）、甲賀市ごみ事典、広報紙等の配布、ホームページへの掲載を行い、ごみの発生抑制・資源化のための広報・啓発活動を行っています。また、ごみカレンダーは、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語に、ごみ事典は、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語に翻訳し、市内在住の外国人の方へ配布しています。

### (2) 教育の充実

市内の小・中学校における学校教育の場、並びに社会教育の場において、発生抑制・資源化に対する意識を育てることを目的として学習会、見学会等を実施するとともに副読本、小冊子、ビデオ等を活用して、ごみに対する教育の充実を図っています。

## 2. 11 フードバンク・フードドライブ活動状況

フードバンクやフードドライブとは、品質に問題がないものの市場での流通が困難な食品や、賞味期限前に廃棄されてしまう食品などの寄附を受けて、食料を必要としている団体や個人に届ける活動であり、食品ロスの削減につながる取組の1つです。

現在、市民や事業者を対象にフード&日用品ドライブを実施し、回収した物品をフードバンクに送付しています。市民を対象とした取り組みとしては、甲賀市まちづくり活動センターまる一むで随時受け付けている他、自治振興会事業として取り組んでいる地域もあります。また、事業者においては、従業員のご家庭で消費しないフード&日用品を事業所内で持ち寄っていただき、ご寄付のお願いをしております。

また、社会福祉協議会と共同でフードバンク・フードドライブ啓発のチラシを作成し、社会福祉協議会で配布しています。今後も引き続き広報紙等を通じて、広く紹介を行う予定です。

フード&日用品ドライブ活動状況を表3-2-12に示します。

表3-2-12 フード&日用品ドライブ活動状況

開催時期	回収量（点）
令和4年8月	110
令和4年11月	97
令和5年3月	57
令和5年7月	104

（資料：甲賀市生活環境課）

## 2. 1 2 有料化の状況

有料化の現在の概要を表3-2-13に示します。

表3-2-13 ごみ有料化の現在の概要

区分		内容
家庭系ごみ	家庭系ごみ	燃えるごみ指定袋（大） 10枚入1組 250円 燃えるごみ指定袋（小） 10枚入1組 180円 プラスチック専用指定袋（大） 10枚入1組 250円 プラスチック専用指定袋（小） 10枚入1組 180円
	粗大ごみの戸別収集	300円/1点
	家電4品目	運搬費：3,000円～5,000円
	直接搬入 （衛生センター）	50円/10kg 市の指定袋に入れて搬入された場合は徴収しない。
事業系ごみ	事業系ごみ	燃えるごみ指定袋 10枚入1組 1,100円
	直接搬入 （衛生センター）	220円/10kg 市の指定袋に入れて搬入された場合は徴収しない。

2. 1.3 類似自治体等との比較

(1) 類似自治体及び近隣自治体との比較

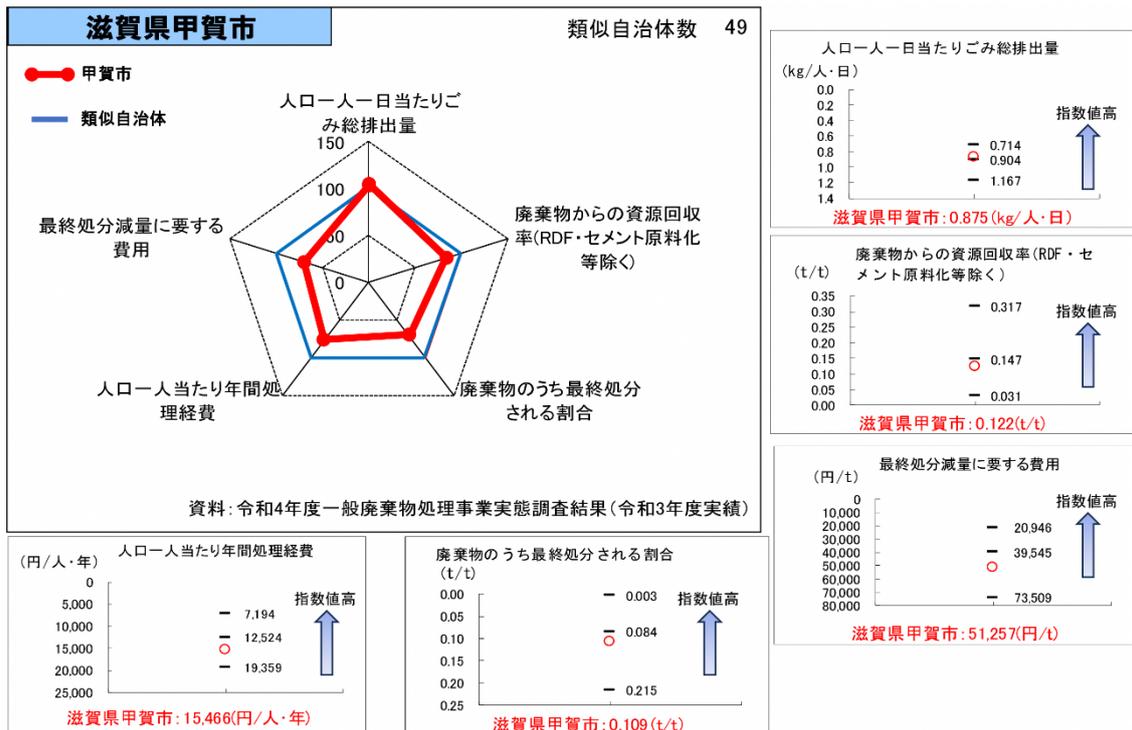
類似自治体<sup>※1</sup>との比較を図3-2-17に示します。

近隣自治体<sup>※2</sup>との比較分析を図3-2-18に示します

本データは環境省令和4年度一般廃棄物処理実態調査結果（令和3年度実績）に基づきます。

※1：類似自治体：財政比較分析表において全国の自治体を類型別に分類したもの（49団体）

※2：近隣自治体：本市と隣接する団体（12団体）】



※人口一人一日当たりごみ総排出量、廃棄物からの資源回収率、廃棄物のうち最終処分される割合、人口一人当たり年間処理経費、最終処分減量に要する費用で示す「—」は、最大値、平均値、最小値を示し、「○」は本市を示します。

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.904	0.147	0.084	12,524	39,545
最大	1.167	0.317	0.215	19,359	73,509
最小	0.714	0.031	0.003	7,194	20,946
標準偏差	0.125	0.059	0.047	2,958	10,947
甲賀市	0.875	0.122	0.109	15,466	51,257
指数値	103.2	83	70.2	76.5	70.4

図3-2-17 類似自治体との比較（令和3年度）

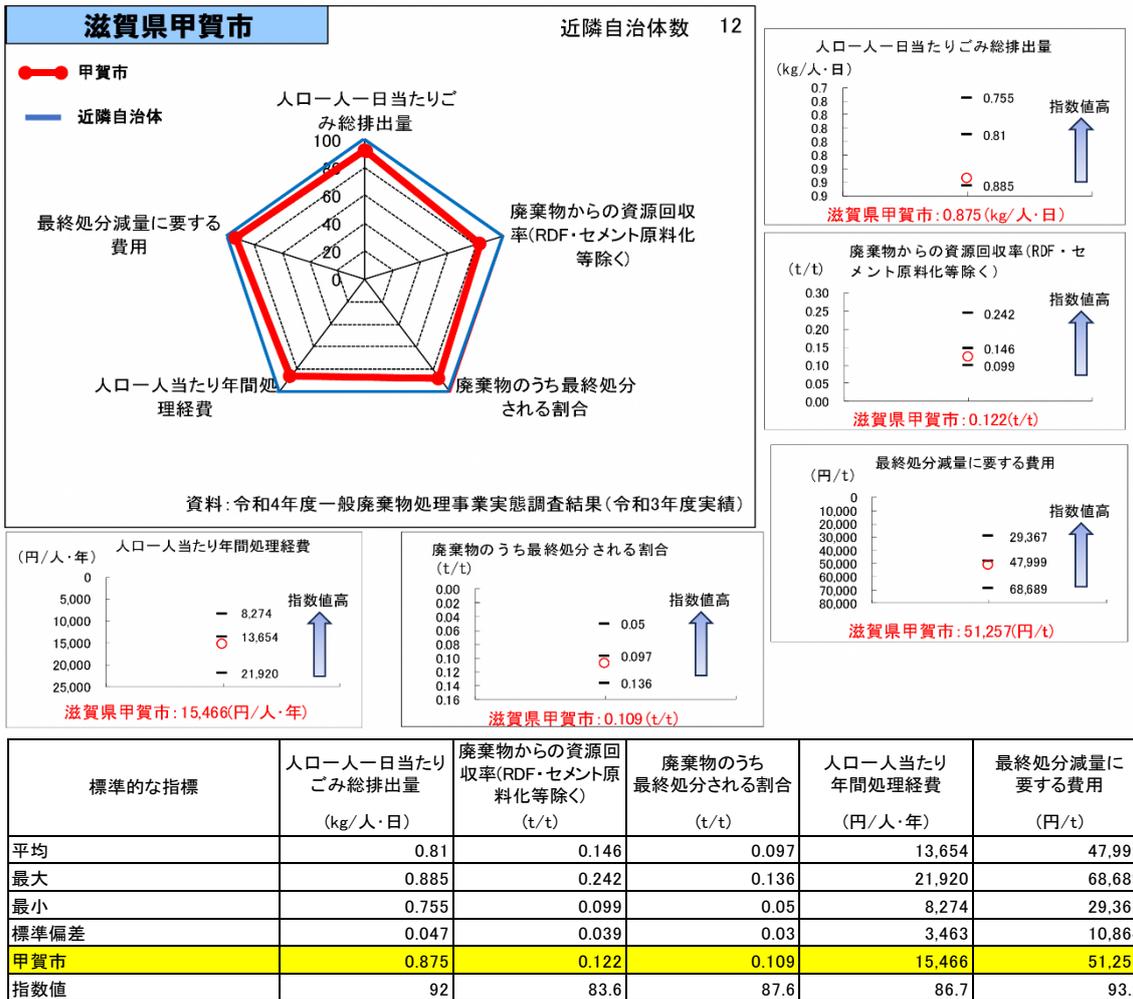


図 3-2-18 近隣自治体との比較 (令和3年度)

(2) 比較による主な相違点

ア 1人1日平均ごみ排出量

令和3年度における本市の1人1日平均ごみ排出量は、875g/人日(住民基本台帳ベース)となっており、国平均890g/人日、類似自治体平均904g/人日を下回っていますが、県平均809g/人日、近隣自治体平均810g/人日を上回っています。

また、県が令和7年度目標値としている804g/人日を上回っています。

表 3-2-14 1人1日平均ごみ排出量の比較

	甲賀市	県平均	国平均	類似自治体平均	近隣自治体平均
1人1日平均ごみ排出量※	875	809	890	904	810

※1人1日平均ごみ排出量=総排出量÷人口(10月1日)÷年日数

(総排出量=家庭系ごみ+事業系ごみ)

(資料: 環境省一般廃棄物処理実態調査結果令和3年度実績)

**イ 廃棄物からの資源回収量（RDF、セメント原料化等除く）**

令和3年度における本市の資源回収率の実績は12.2%、類似自治体平均は14.7%、近隣自治体平均は14.6%となっています。

**ウ 廃棄物のうち最終処分される割合**

令和3年度における本市の廃棄物のうち最終処分される割合は10.9%で、類似自治体平均8.4%、近隣自治体平均9.7%を上回っています。

**エ 人口1人当たり年間処理経費**

令和3年度における本市の人口1人当たり年間処理経費は15,466（円/人・年）で、類似自治体平均12,524（円/人・年）、近隣自治体平均13,654（円/人・年）を上回っています。

**オ 最終処分量に要する費用**

令和3年度における本市の最終処分量に要する費用は51,257（円/t）で、類似自治体平均39,545（円/t）、近隣自治体平均47,999（円/t）を上回っています。

## 2. 14 課題の整理

### 課題1 リサイクルを推進する

表3-2-3より、令和3年度の本市のリサイクル率は19.5%となっており、県の平均値17.1%を上回っています。

しかし、生ごみを除く資源ごみの回収は、ほとんどが月1回の収集であること、各地域の回収拠点となっている不燃物処理場が排出の際の利便性に欠けること等が資源ごみの回収が進まない一つの要因として考えられるため、新たに民間委託によりエコステーションを開設し、市民の利便性の向上とリサイクル率の向上を図っています。

資源化を推進している自治体では、排出段階で可能な限り分別区分数を多くする、集積所方式での収集回収を多くする、回収拠点を設けるなどの工夫をしており、こうした取り組みの採用についても検討する必要があります。本市では概ね資源化可能な資源は分別していますが、草木類や布類の資源化に関して検討の余地があります。

また、可燃ごみの種類組成（乾燥重量比）を見ると、生ごみの堆肥化を実施していることから、厨芥類等の割合は低いものの、食品ロスが含まれていると考えられます。食品ロスの排出抑制を呼びかけるとともに、飲食店等と協力して取り組んでいくことが必要です。

### 課題2 ごみの発生量を抑制する

表3-2-14より、令和3年度の1人1日平均ごみ排出量は875g/人日となっており、国の平均値890g/人日を下回っていますが、県の平均値809g/人日を上回っています。また、第3次計画で目標としている835g/人日を上回っています。さらにごみの発生を抑制していく必要があります。

### 課題3 事業系ごみ対策を強化する

令和3年度の本市の事業系ごみの割合は29.9%であり、県の平均値は25.9%、国の平均値は29.7%となっています（一般廃棄物処理実態調査結果実績値）。令和2年度から令和4年度にかけて新型コロナウイルス感染症が拡大し、事業活動は縮小を余儀なくされてきましたが、今後は事業活動がより活性化し、それに伴い事業系ごみが増加すると見込まれます。できるだけ発生を抑制し、資源化を推進することが必要です。

### 課題4 収集・運搬を効率的・効果的に行う

図3-2-11より、可燃ごみの種類組成（乾燥重量比）を見ると、紙類、プラスチック類等、本市が資源ごみとして回収している品目が含まれています。処分量を削減しリサイクル率の向上を図るために、排出段階における資源ごみの分別をさらに推進する必要があります。

また、人口の減少に伴い、収集運搬量の減少が想定されます。集積所数の見直しや収集方法を検討し、ごみの収集量に応じた効率的な収集体制を構築する必要があります。

そのほか、ごみを集積所や衛生センター等まで運搬することが困難な世帯を対象に、戸別収集を実施していますが、今後は高齢者の割合が増加することから、より効率的な収集方法が求められます。

#### 課題5 安全で安定した処理を行う

燃えるごみ、燃える粗大ごみについては焼却処理を行っていますが、安全かつ安定した処理を継続するために、ごみ排出量、ごみ質の管理を徹底する必要があります。また、燃えないごみ、燃えない粗大ごみ、資源ごみに対しても処理の経済性・効率性を考慮し、民間事業者への処理委託を継続するとともに、処理体制の充実を図る必要があります。

#### 課題6 適正処分を継続する

本市は、残渣の埋立処分の大半を広域最終処分場で行っていることから、ごみの減量化、資源化を推進し、処分量を削減することにより、最終処分場を延命化する必要があります。

また、関係市町村、団体と連携し継続的に最終処分場を確保する必要があります。

#### 課題7 ごみの持ち去り及び違法回収対策を強化する

平成26年4月1日から甲賀市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を改正し、ごみの持ち去りに対する罰則規定を設け一定の成果はありますが、ごみの持ち去りはなくなっておりません。

また、ごみの持ち去り以外でも違法な不用品回収業者も存在するため、警察や市民と協力しながら、監視や取締りを強化する必要があります。

#### 課題8 プラスチックごみ問題の解決を図る

政府は、プラスチックごみを削減し、資源循環を総合的に推進するためのプラスチック資源循環戦略を令和元年5月31日に公表しています。市内の河川や道路に散在するプラスチックごみが琵琶湖や海に流出し、生態系に影響を及ぼすことを防止する必要があります。

本市としては、プラスチックリサイクルの推進、レジ袋有料化推進、住民・観光客への啓発活動などの取組を行い、プラスチックごみ問題の解決を図っていきます。今後は、廃プラスチックの焼却量を削減し、二酸化炭素排出量を削減するとともに、再商品化の検討を行います。

#### 課題9 プラスチック類のリサイクル方法を検討する

本市では、容器等その他プラスチック製容器包装の識別マークが付いているものと日用品等のプラスチック製品を廃プラスチック類として混合収集しリサイクルしています。

回収したプラスチックは、RPF化しサーマルリサイクルしていますが、今後は、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」にのっとり、マテリアルリサイクルを前提としたリサイクル方法について検討する必要があります。

## 第3章 基本方針

### 3. 1 基本理念

総合計画では、市民一人ひとりが豊かさと安全・安心を実感でき、持続的な発展を遂げていくため、「あい甲賀いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」を本市の未来像としています。

環境保全、資源循環は、本市の根幹的な取組の一つであり、本計画を指針とした今後の取組が本市の将来像を現実のものとしします。

令和2年3月に策定した第3次計画では、総合計画に基づく基本理念を次のとおりとしていました。今回の見直しにおいても、引き続き、基本理念の実現を目指すこととします。

#### 《本市の未来像》

あい甲賀いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち

#### 《まちづくりの基本理念》

「自然が美しいまちなみが保全され、安全、安心な暮らしが守られているまち」

#### 《本計画における基本理念》

- 天然資源の消費を減らし、環境負荷が少なく、資源が循環して活用されるまち
- ごみの排出者責任、自己管理責任が市民、事業者に根付いているまち
- ごみの減量化・資源化に向けて、市民・事業者・行政がパートナーシップで取り組むまち
- 地域の民間事業者が有するリサイクル技術・処理技術が活せるまち
- 多様な循環型社会基盤が整備され、市民がリサイクルに取り組みやすいまち
- 処理・処分体制が充実し、快適な生活環境が保全されているまち

3. 2 取組の体系

取組の体系を表3-3-1に示します。

表3-3-1 取組の体系

基本方針	目標に向けた取組			
	施策の区分	施策の項目		
<b>市民・事業者・行政の協働によるごみ資源化の推進</b> <b>環境負荷の少ない適正処理・処分の実施</b>	発生抑制・資源化計画	行政における方策	教育・啓発活動の充実	
			手数料の見直し	
			多量排出事業者に対する減量化指導の徹底	
			共同住宅管理者などへの指導	
			飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制の啓発	
			グリーン購入の推進	
		市民における方策	バイオマスの資源化	
			廃食油の資源化	
			エコステーションの活用	
			フードバンクやフードドライブの紹介	
			紙おむつの資源化	
			資源の分別収集の活用	
	事業者における方策	生ごみの堆肥化		
		マイバッグの利用		
		使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進		
		食品ロスの削減		
		発生源における排出抑制		
		過剰包装の自粛		
	収集・運搬計画	基本的な事項	流通包装廃棄物の抑制	
			使い捨て容器の使用抑制	
		家庭系ごみの収集・運搬計画	環境に配慮した製品	
			店頭回収等の実施	
			事業者間の協力	
			分別の徹底	
		事業系ごみの収集・運搬計画	収集・運搬主体の原則	
			合理的な分別区分の検討	
		中間処理計画	ごみの持ち去り及び違法回収対策の強化	収集形態の継続・検討
				収集回収の検討
	施設の健全な運営		収集体制の継続と高齢化を考慮した収集の研究	
			収集・運搬車両の見直し	
			排出者責任の徹底	
			許可業者による収集と自己搬入	
	環境負荷の軽減		監視・取締りの強化	
適正処理の推進				
適正処理の安定化				
計画的な補修整備				
公害防止対策				
資源化の推進	環境汚染物質の測定・公開			
	適正な稼働体制、稼働日数			
	残渣の有効利用			
	民間活用の推進			
最終処分計画	最終処分対策	資源化の拡充		
		越境ごみの受入		
	埋立完了処分場の対応	埋立完了最終処分場の跡地利用		
その他の事項	市民・事業者・行政の連携	廃プラスチックのリサイクル方法の検討		
		埋立完了最終処分場の跡地利用		
	適正処理困難物への対応	廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置		
		環境美化の推進		
	不法投棄対策の強化	適正処理困難物への対応方法の検討		
ごみの持ち去り及び違法回収対策の強化	医療系廃棄物への対応強化			
	不法投棄対策の推進			
監視・取締りの強化	監視・取締りの強化			

### 3. 3 基本目標

引き続き、『自然環境と天然資源を大切にし、豊かな暮らしを将来につなぐ』をごみ処理基本計画の基本目標とします。

#### 《基本目標》

自然環境と天然資源を大切にし、豊かな暮らしを将来につなぐ

### 3. 4 基本方針

基本目標を達成していくため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

<b>方針1：市民・事業者・行政の協働によるごみ資源化の推進</b>
対応する課題：課題1 課題2 課題3 課題8
ごみの資源化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行い、市は市民・事業者の取り組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取組を推進していきます。
<b>方針2：環境負荷の少ない適正処理・処分の実施</b>
対応する課題：課題1 課題2 課題3 課題4 課題5 課題6 課題7 課題8 課題9
効率的・効果的に資源を分別回収するため、市民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、収集体制や資源の分別回収品目の見直しを行います。 また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備に努めます。 さらに、ごみ処理広域化に伴い、可能な限り資源物の回収に努めるとともに、エネルギー活用も図れるよう計画的な施設の整備を進めます

### 3. 5 基本目標達成のための役割

基本方針を進めるため、市民・事業者・行政はそれぞれの立場において、それぞれの役割を果たすことが重要となります。

市民の役割
<p>市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。</p> <p>資源循環型社会の推進のため、ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルにしていくことが求められます。</p> <p>市民や市民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加したり、耐久性のある商品を購入するよう心がけるなど、すぐのできること、簡単なことから実践していくことが重要です。</p> <p>そうした積み重ねが、結果的に大幅なごみの減量化につながります。</p>

事業者の役割
<p>事業者は、自らごみを適正に処理・処分することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどは、分別し資源化を徹底していく必要があります。</p> <p>再使用や資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などが重要です。</p> <p>併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法をPRしたり、過剰包装の抑制や店頭回収の実施など、市民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていくことが必要となります。</p> <p>また、事業展開で廃棄物の有効活用を進め、ゼロエミッション社会の実現を目指していくことも求められます。</p>

行政の役割
<p>市は、自ら率先してグリーン購入、再使用、再生利用に努めなくてはなりません。</p> <p>市民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化します。</p> <p>ごみの発生抑制・資源化を推進するため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図り、分別区分・収集体制の見直しや、新たな施策を採り入れることが重要となります。</p>

3.6 ごみ排出量の予測

(1) 生活系ごみの予測結果

ア 可燃ごみ（収集）

採用値	令和4年度実績値
採用理由	実績値は平成29年度から令和3年度にかけて増加傾向にあったが、令和4年度は減少に転じていることから、本計画では令和4年度実績値が推移するものとする。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H30	<b>360.26</b>					
R1	<b>375.29</b>					
2	<b>382.06</b>					
3	<b>382.93</b>					
4	<b>378.35</b>					
5		388.92	389.24	386.63	386.43	378.35
6		393.31	393.87	388.69	388.39	378.35
7		397.69	398.55	390.48	390.10	378.35
8		402.07	403.28	392.06	391.60	378.35
9		406.45	408.08	393.49	392.94	378.35
10		410.83	412.93	394.78	394.16	378.35
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	
	定数 a	4.38200	362.60452	363.50901	29.38646	
	定数 b	362.63200	1.01188	0.03441	363.55805	
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.56764	0.56073	0.77148	0.77785	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	2	1	3	4	

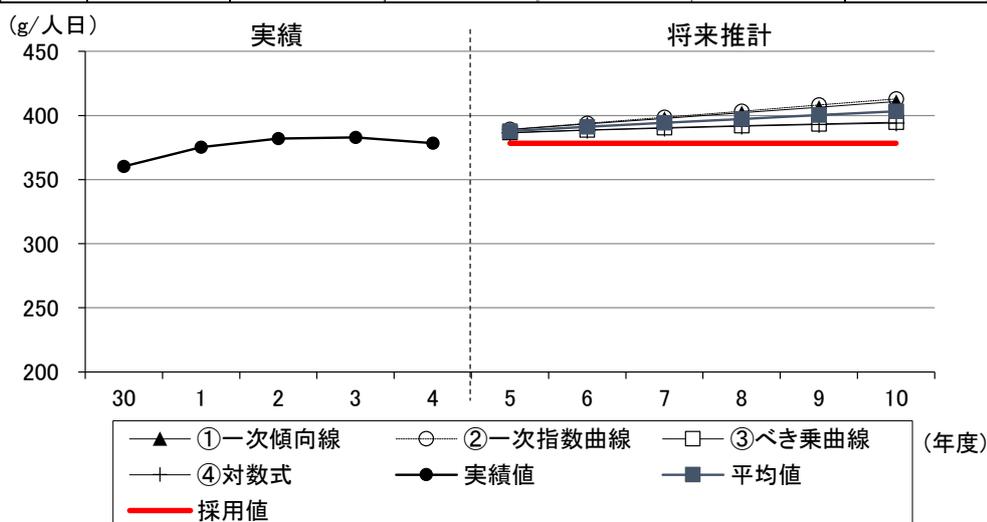


図3-3-1 可燃ごみ（収集）の予測結果

イ 可燃ごみ（直接搬入）

採用値	令和4年度実績値
採用理由	実績値は令和2年度を境に傾向が変化しているが、減少傾向が緩やかになっていることから、本計画では令和4年度実績値が推移するものとする。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H30	57.49					
R1	66.83					
2	83.26					
3	66.02					
4	59.56					
5		67.63	67.23	69.37	69.82	59.56
6		67.96	67.62	70.01	70.41	59.56
7		68.30	68.02	70.56	70.92	59.56
8		68.63	68.42	71.05	71.37	59.56
9		68.96	68.82	71.49	71.77	59.56
10		69.30	69.23	71.89	72.14	59.56
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	
	定数 a	0.33300	64.90788	62.44692	8.80078	
	定数 b	65.63300	1.00587	0.05871	62.97232	
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.00270	0.00240	0.05259	0.05749	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	4	3	2	1	

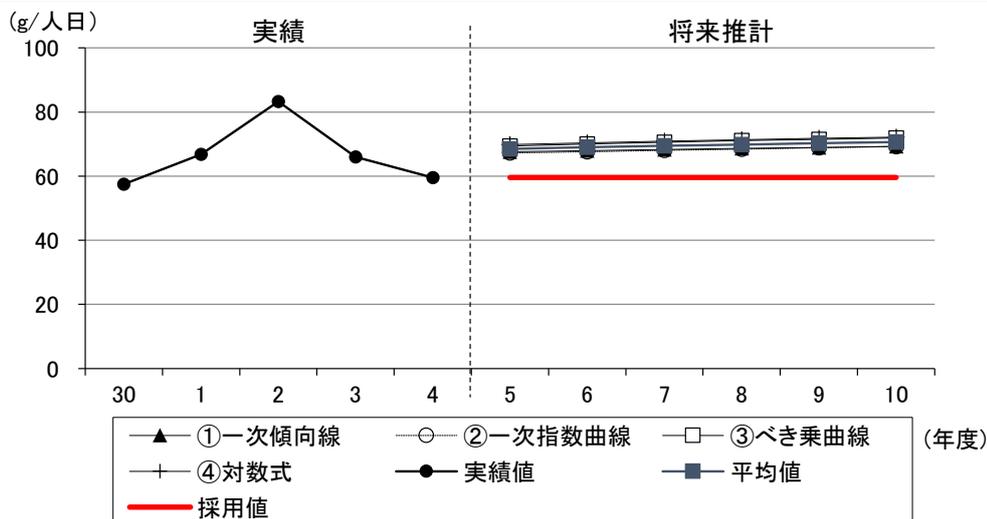


図3-3-2 可燃ごみ（直接搬入）の予測結果

ウ 不燃ごみ

採用値	令和4年度実績値
採用理由	実績値は令和2年度を境に傾向が変化しているが、減少傾向が緩やかになっていることから、本計画では令和4年度実績値が推移するものとする。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H30	20.15					
R1	22.16					
2	25.39					
3	20.97					
4	18.31					
5		19.94	19.75	20.86	21.07	18.31
6		19.45	19.27	20.78	21.00	18.31
7		18.96	18.80	20.72	20.95	18.31
8		18.47	18.34	20.66	20.90	18.31
9		17.99	17.90	20.61	20.86	18.31
10		17.50	17.46	20.56	20.83	18.31
	推計式	$y=a \cdot x+b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x+b$	
	定数 a	-0.48700	22.90352	21.75200	-0.91201	
	定数 b	22.85700	0.97563	-0.02342	21.77525	
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.08533	0.07813	0.00827	0.00912	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	2	1	

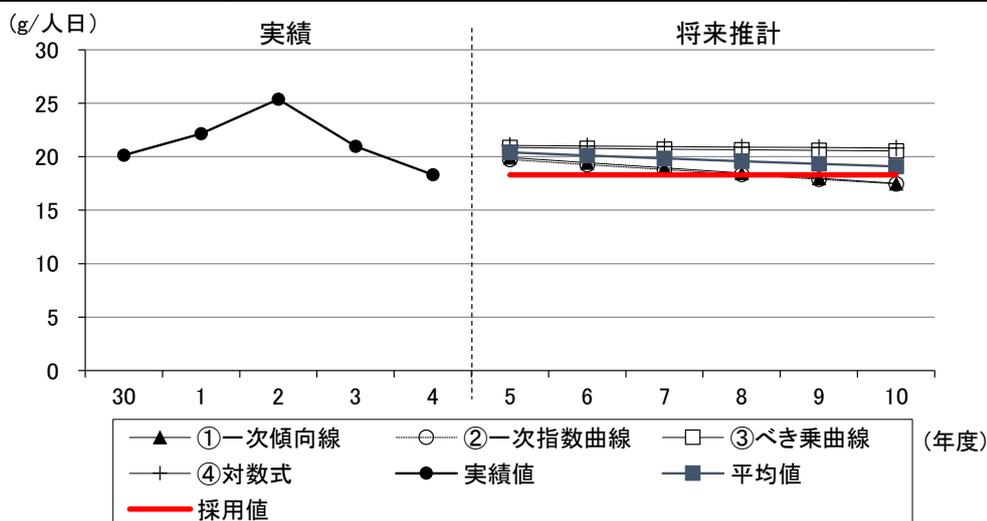


図3-3-3 不燃ごみの予測結果

エ 資源ごみ

採用値	対数式
採用理由	実績値は増減を繰り返しているが、令和4年度は過去5年間で最も減少している。本計画では最も緩やかに減少する対数式を採用する。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H30	124.36					
R1	126.09					
2	124.61					
3	125.32					
4	118.48					
5		120.01	119.98	121.74	121.79	121.79
6		118.76	118.75	121.37	121.42	121.42
7		117.51	117.53	121.05	121.10	121.10
8		116.25	116.33	120.77	120.82	120.82
9		115.00	115.13	120.52	120.57	120.57
10		113.75	113.95	120.30	120.34	120.34
	推計式	$y=a \cdot x+b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x+b$	
	定数 a	-1.25300	127.62490	126.08475	-5.47865	
	定数 b	127.53100	0.98975	-0.01959	126.05022	
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.42637	0.42114	0.24519	0.24837	
	決定係数順位	1	2	4	3	
	数値順位	4	3	2	1	

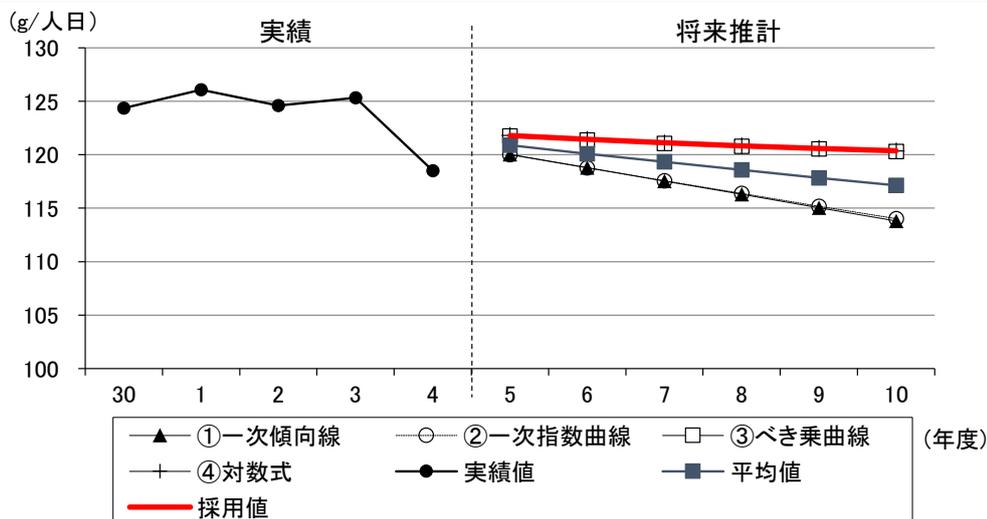


図3-3-4 資源ごみの予測結果

オ その他のごみ

採用値	令和4年度実績値
採用理由	実績値は令和元年度に増加し、その後は横ばいで推移していることから、本計画では令和4年度実績値が推移するものとする。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H30	0.12					
R1	0.51					
2	0.58					
3	0.49					
4	0.49					
5		0.65	0.89	0.78	0.62	0.49
6		0.73	1.17	0.89	0.66	0.49
7		0.80	1.54	0.99	0.69	0.49
8		0.87	2.04	1.10	0.72	0.49
9		0.94	2.69	1.20	0.74	0.49
10		1.01	3.55	1.30	0.76	0.49
	推計式	$y=a \cdot x+b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x+b$	
	定数 a	0.07200	0.16777	0.17217	0.51552	
	定数 b	0.22200	1.31967	0.84206	0.22363	
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.39308	0.26398	0.42557	0.61402	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	3	1	2	4	

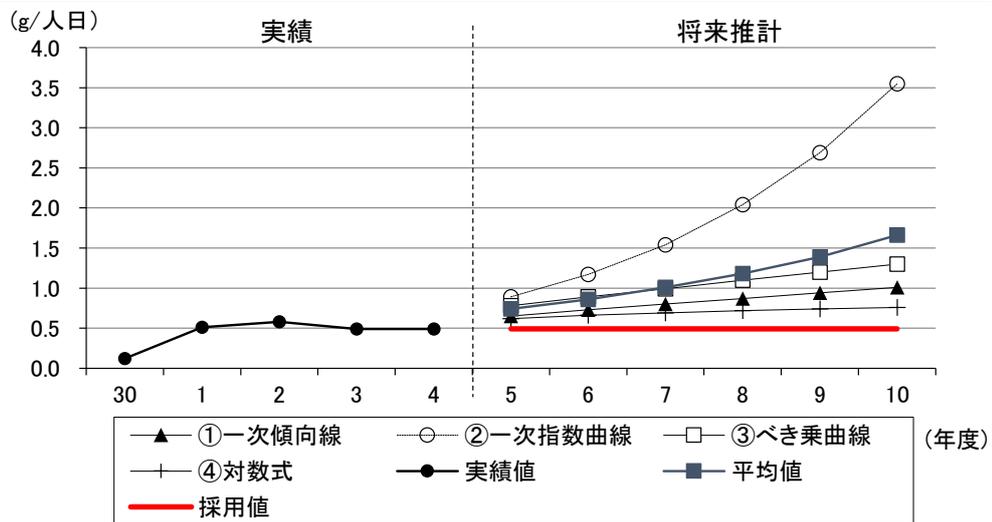


図3-3-5 その他のごみの予測結果

カ 粗大ごみ

採用値	令和4年度実績値
採用理由	実績値は令和2年度を境に傾向が変化しているが、令和4年度は平成30年度の水準まで減少していることから、本計画では令和4年度実績値が推移するものとする。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H30	14.60					
R1	16.57					
2	20.91					
3	20.42					
4	14.74					
5		18.69	18.46	18.79	18.97	14.74
6		19.10	18.89	19.10	19.26	14.74
7		19.51	19.32	19.36	19.50	14.74
8		19.93	19.77	19.60	19.72	14.74
9		20.34	20.22	19.82	19.91	14.74
10		20.75	20.69	20.01	20.08	14.74
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	
	定数 a	0.41300	16.09940	15.61170	4.21398	
	定数 b	16.20900	1.02306	0.10357	15.69567	
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.04606	0.04106	0.13469	0.14610	
	決定係数順位	3	4	2	1	
	数値順位	2	1	3	4	

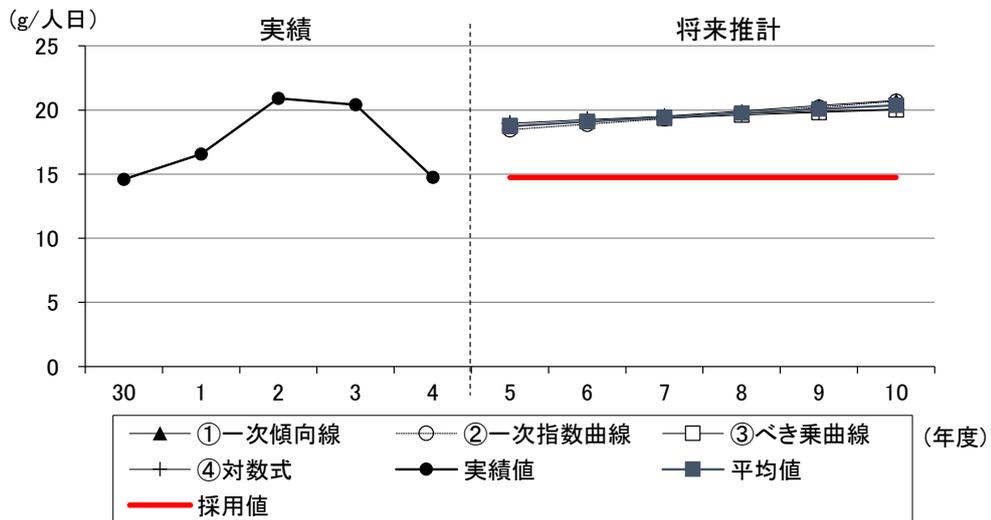


図3-3-6 粗大ごみの予測結果

(2) 事業系ごみ

採用値	令和4年度実績値
採用理由	実績値は令和2年度に減少しているが、その後は横ばいで推移していることから、本計画では令和4年度実績値が推移するものとする。

年度	実績値	予測値				採用値
		①一次傾向線	②一次指数曲線	③べき乗曲線	④対数式	
H30	26.08					
R1	25.70					
2	23.17					
3	23.50					
4	23.29					
5		22.01	22.12	22.72	22.68	23.29
6		21.24	21.43	22.44	22.37	23.29
7		20.46	20.76	22.20	22.10	23.29
8		19.68	20.12	21.99	21.87	23.29
9		18.90	19.49	21.80	21.65	23.29
10		18.12	18.89	21.63	21.46	23.29
	推計式	$y=a \cdot x + b$	$y=a \cdot b^x$	$y=a \cdot x^b$	$y=a \cdot \log x + b$	
	定数 a	-0.77800	26.73150	26.28235	-4.61146	
	定数 b	26.68200	0.96892	-0.08124	26.26561	
	決定係数 (相関係数 <sup>2</sup> )	0.75154	0.76101	0.80366	0.80454	
	決定係数順位	4	3	2	1	
	数値順位	4	3	1	2	

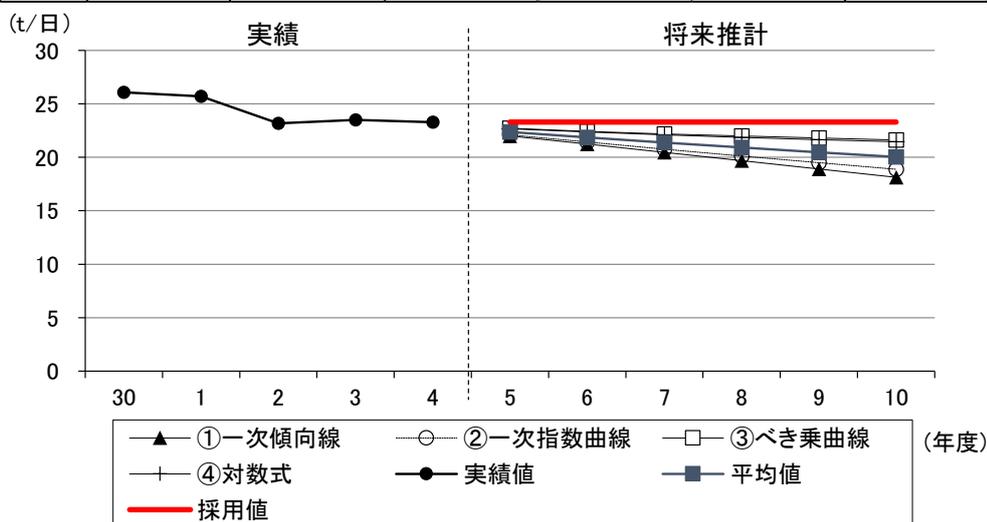


図3-3-7 事業系ごみの予測結果

(3) ごみ排出量の予測結果（トレンド予測）

ごみ排出量の予測結果を表3-3-2及び図3-3-8に示します。  
 ごみ排出量は令和10年度には26,595tと見込まれます。

表3-3-2 ごみ排出量の予測結果（トレンド予測）

	実績		見込み	
	H30	R4	R6	R10
人口 (人)	90,833	88,865	86,828	83,766
年間日数 (日)	365	365	365	365
総排出量 (t)	28,649	27,635	27,291	26,595
家庭系ごみ (t)	19,129	19,135	18,790	18,094
事業系ごみ (t)	9,520	8,500	8,501	8,501
1人1日当たりごみ排出量 (g/人日)	864.12	851.99	861.13	869.84
家庭系ごみ (g/人日)	576.97	589.94	592.89	591.80
事業系ごみ (g/人日)	287.14	262.06	268.24	278.04
1日当たり事業系ごみ (t/日)	26.08	23.29	23.29	23.29

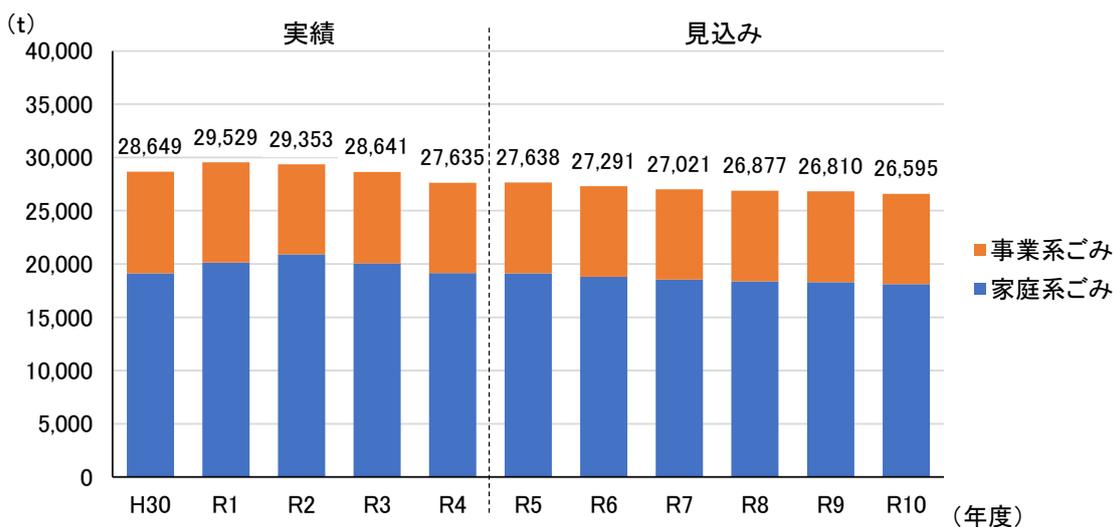


図3-3-8 ごみ排出量の予測結果（トレンド予測）

### 3.7 達成目標の設定

#### (1) 実績と第3次計画の目標の比較

排出量の実績と第3次計画の減量化目標等を図3-3-9に、リサイクル率の実績と第3次計画の資源化目標を図3-3-10に示します。

減量化目標及び資源化目標は未達成であり、今後は新型コロナウイルス感染症の拡大から落ち着きを取り戻し、経済活動が活発になるにつれ、ごみの排出量は増加すると見込まれます。

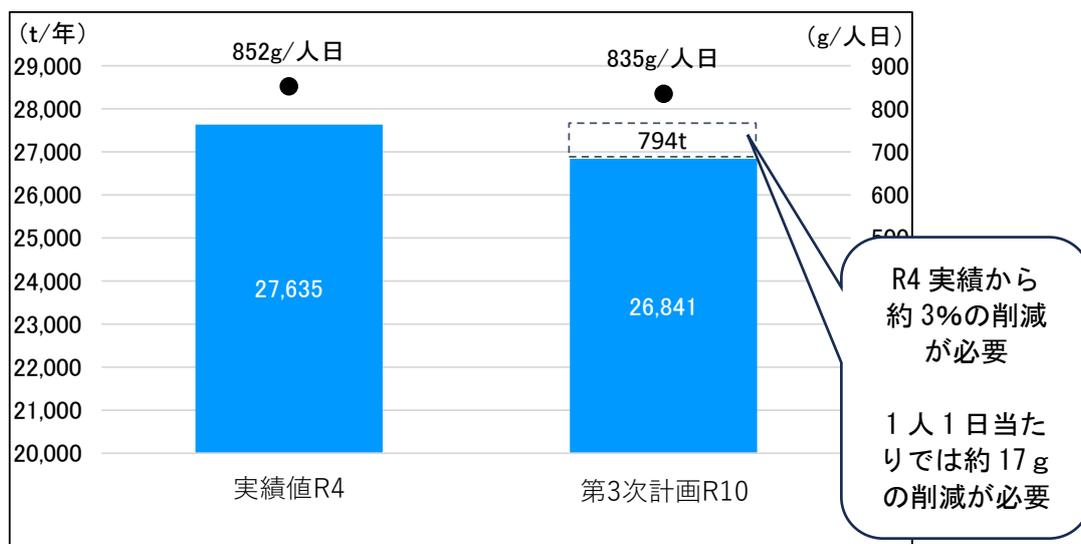


図3-3-9 排出量の実績と第3次計画の減量化目標等

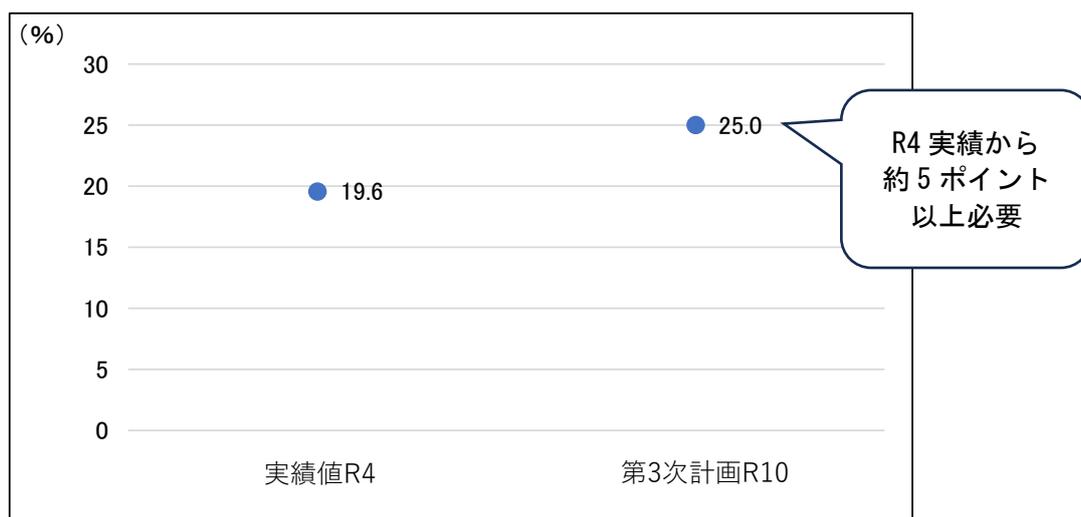


図3-3-10 リサイクル率の実績と第3次計画の資源化目標

(2) 資源化・減量化目標

ア 減量化目標

《減量化目標》  
原単位を令和10年度までに835g/人/日以下とすることを目指します。

前計画の目標値を踏襲します。

具体的には

- 1人1日平均家庭系ごみ量を令和4年度の実績値に対して3%削減を目指します。  
内訳としては、令和4年度から令和10年度までに可燃ごみを4%削減されるようにし、それまでの間は等差級数的に減少するように設定します。また、可燃ごみに含まれている生ごみを9%資源ごみへ分別するよう設定します。
- 1日平均事業系ごみ量を令和4年度の実績値に対して5%削減を目指します。  
可燃ごみを令和4年度から令和10年度までに5%削減されるようにし、それまでの間は等差級数的に減少するように設定します。

イ 資源化目標

《資源化目標》  
リサイクル率を令和10年度に25%にすることを目指します。

前計画の目標値を踏襲します。

具体的には

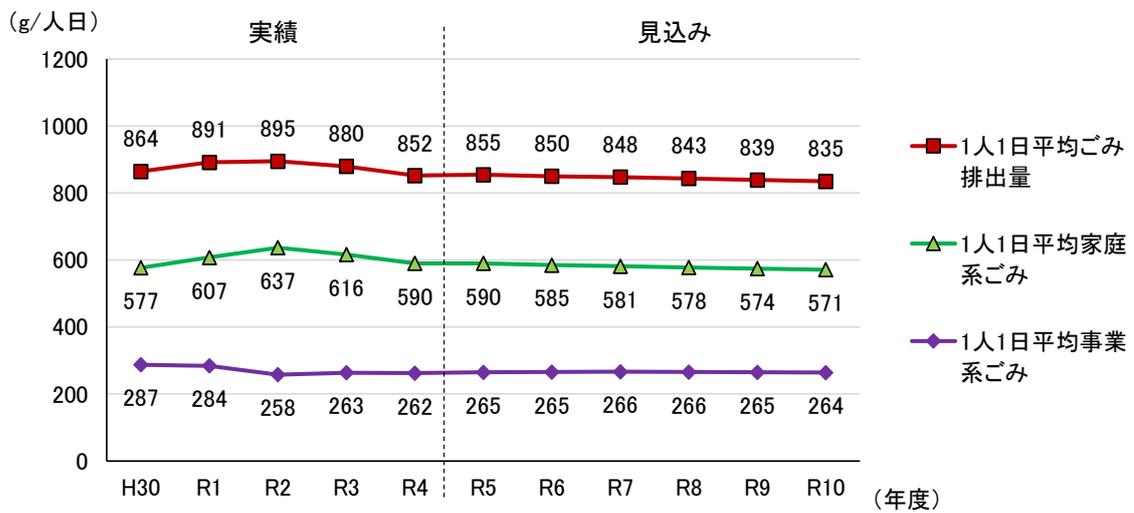
- 資源の分別を徹底します。
- 生ごみ堆肥化の参加世帯を増やし、資源化を推進します。
- 紙、プラスチック類、金属等の資源化を推進します。
- 中間処理（破碎・選別処理等）による資源化を促進します。

(3) ごみ排出量の見込み

1人1日平均ごみ排出量等の見込みを図3-3-11に、排出量の見込みを図3-3-12に示します。

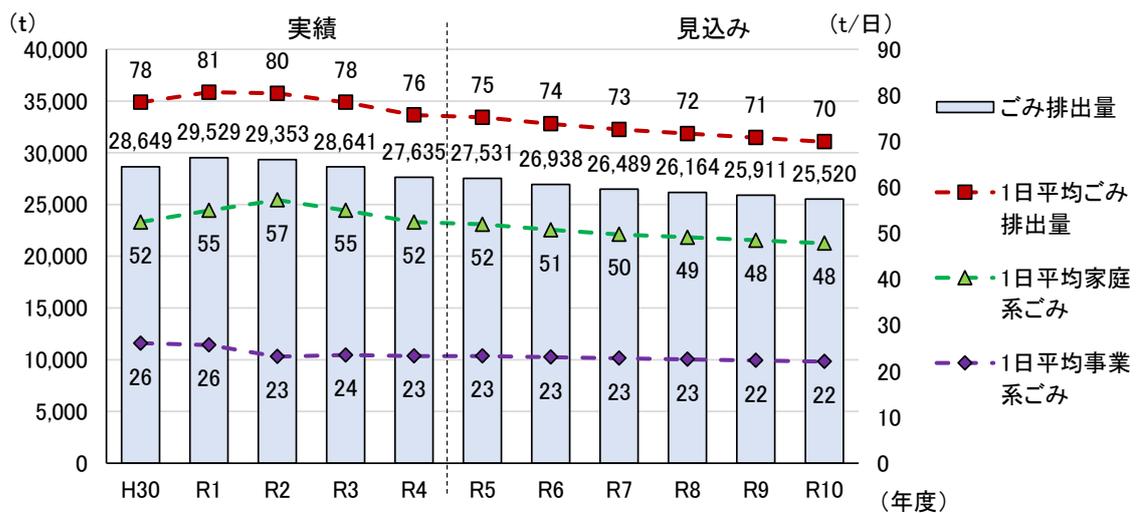
本計画では、ごみ発生抑制の取り組みを強化し、1人1日平均ごみ排出量を令和10年度までに835g/人日以下を目指します。ごみ排出量は減少することから、1人1日平均家庭系ごみは571g/人日（令和4年度比3%減）、1人1日平均事業系ごみは264g/人日（1日平均22t/日、令和4年度比5%減）となる見込みです。

また、ごみ排出量は1人1日平均ごみ排出量及び人口の減少に伴い、令和10年度には25,520t/年、令和4年度に対し約8%減少する見込みです。



※表示未満を四捨五入しているため、1人1日平均家庭系ごみ及び1人1日平均事業系ごみの合計と1人1日平均ごみ排出量は一致しない場合があります。

図3-3-11 1人1日平均ごみ排出量の見込み



※表示未満を四捨五入しているため、1日平均家庭系ごみ及び1日平均事業系ごみの合計と1日平均ごみ排出量は一致しない場合があります。

図3-3-12 ごみ排出量の見込み

(4) 家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の見込み

家庭系ごみ量及び事業系ごみ量の見込みを図3-3-13に示します。

令和4年度実績に対する令和10年度の目標値は、家庭系ごみ量が約9%減少し、事業系ごみ量が約5%減少するものとして設定(計画)します。

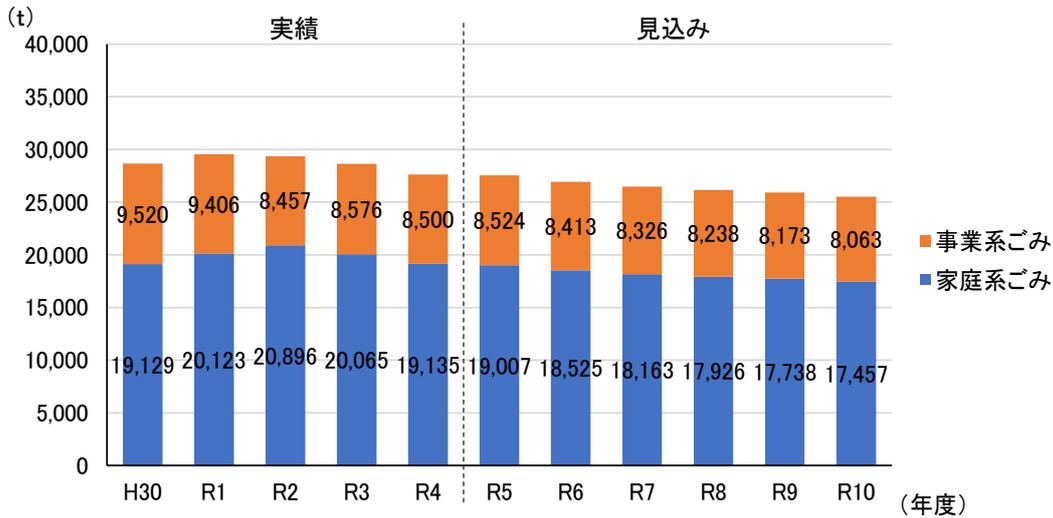


図3-3-13 家庭系ごみ及び事業系ごみの見込み

(5) 資源化量の見込み

資源化量の見込みを図3-3-14に示します。

資源ごみの分別収集に対するPR、意識啓発による分別の徹底及び処理体制の充実を図り、リサイクル率を25%まで向上するものとして計画します。令和4年度の実績に対する令和10年度の資源化量は、約18%増加するものとします。

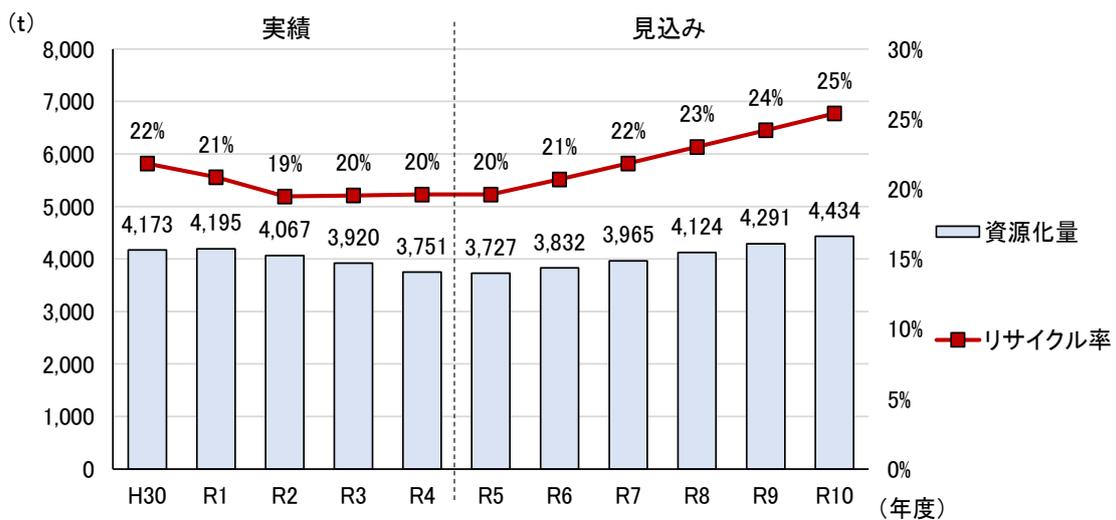


図3-3-14 資源化量の見込み

(6) 中間処理量の見込み

焼却処理量の見込みを図3-3-15に示します。

甲賀広域行政組合衛生センター第2施設での焼却処理量は、令和4年度に23,314tでしたが、可燃ごみの削減と生ごみの堆肥化による可燃ごみ減少により、令和10年度には20,591tとなり令和4度実績から約12%減少する見込みです。

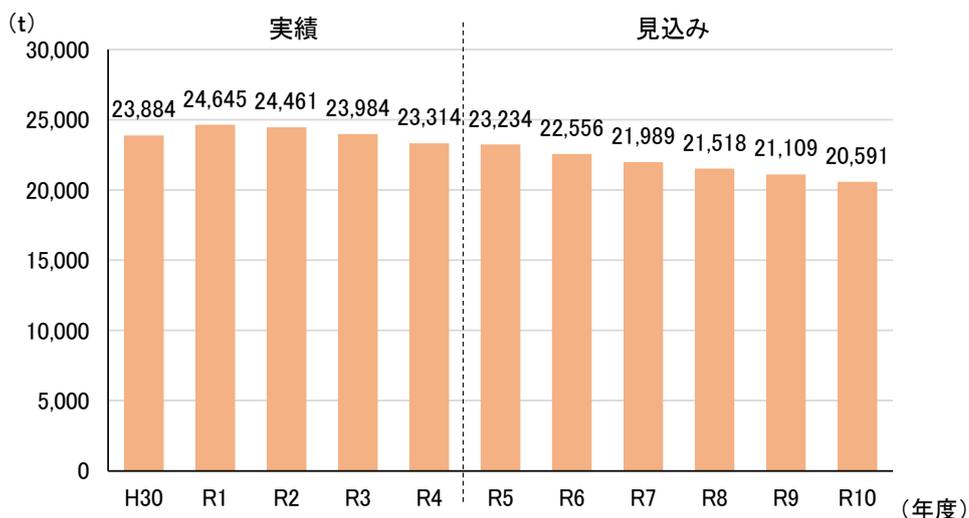


図3-3-15 焼却処理量の見込み

粗大ごみ処理施設等での処理量の見込みを図3-3-16に示します。

粗大ごみ処理施設等での処理量は、令和4年度に3,422tでしたが、令和10年度にはごみ堆肥化施設への搬入量が増加し、全体で4,242tとなる見込みです。

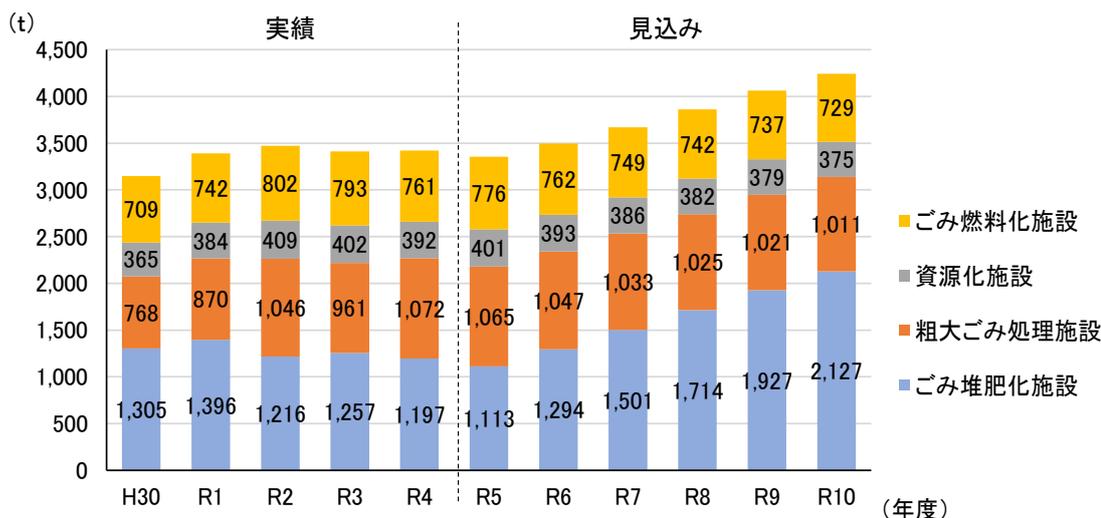


図3-3-16 粗大ごみ処理施設等での処理量の見込み

(7) 最終処分量の見込み

最終処分量の見込みを図3-3-17に示します。

最終処分量は、令和4年度に2,969tでしたが、令和10年度には2,668tとなり令和4度実績から約10%減少する見込みです。

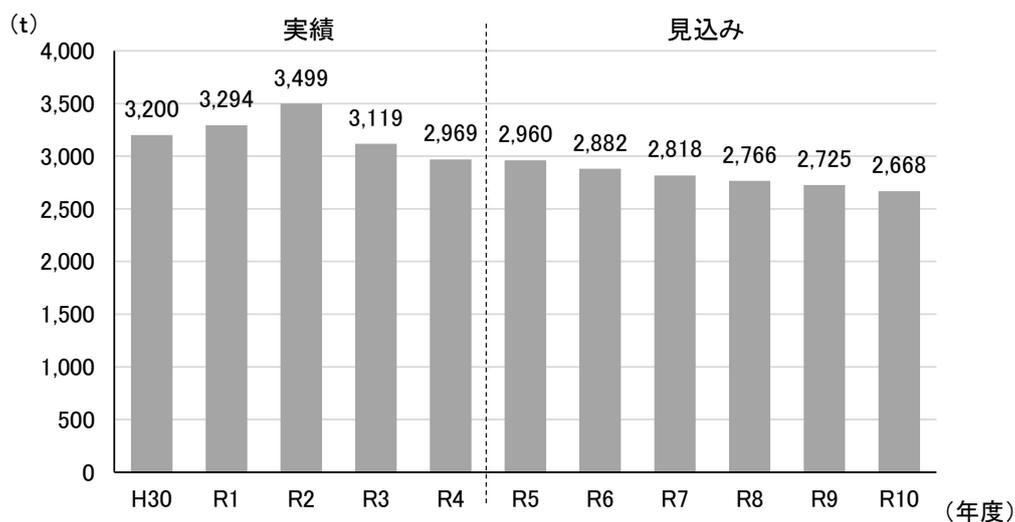


図3-3-17 最終処分量の見込み

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 4.1 発生抑制・資源化計画

市民・事業者・行政が連携して行動することにより、4Rを推進します。主体ごとの取組の体系を次に示します。

表3-4-1 発生抑制・資源化計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
発生抑制・資源化計画	行政における方策	取組 1	教育・啓発活動の充実
		取組 2	手数料の見直し
		取組 3	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
		取組 4	共同住宅管理者などへの指導
		取組 5	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制の啓発
		取組 6	グリーン購入の推進
		取組 7	バイオマスの資源化
		取組 8	廃食油の資源化
		取組 9	エコステーションの活用
		取組 10	フードバンクやフードドライブの紹介
		取組 11	紙おむつの資源化
	市民における方策	取組 1	資源の分別収集の活用
		取組 2	生ごみの堆肥化
		取組 3	マイバッグの利用
		取組 4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
		取組 5	食品ロスの削減
	事業者における方策	取組 1	発生源における排出抑制
		取組 2	過剰包装の自粛
		取組 3	流通包装廃棄物の抑制
		取組 4	使い捨て容器の使用抑制
		取組 5	環境に配慮した製品
取組 6		店頭回収等の実施	
取組 7		事業者間の協力	

(1) 行政における方策

**取組1 教育、啓発活動の充実**

① 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。

例) ・副読本の作成、配布

・生ごみ堆肥化循環システム等の出前講座や施設見学

② 学習機会の創造

市民が気軽に参加し、環境保全や資源循環に対する知識と行動を習得してもらうために各種の学習機会を設けます。

例) ・バイオマスリサイクルに関する勉強会の開催

③ 情報提供

市民・事業者にも率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等を広報、ホームページ、説明会等を介して提供します。

例) ・市民の主体的な資源回収活動

・プラスチックごみ問題の啓発

・ホームページでのごみの分別方法の紹介や環境問題の啓発

④ 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図るため、地域における活動の情報収集及び情報提供を推進し、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるようにします。

例) ・不用品交換情報の提供

⑤ 事業者の発生抑制・資源化

事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

例) ・事業者向け減量化・資源化マニュアルの作成・配布

・事業者への意識調査（環境保全、ISO、リサイクルの取組等）

・レジ袋の有料化

**取組2 手数料の見直し**

燃えるごみについては、指定袋制により手数料を徴収していますが、ごみ処理経費の適正負担を図り、ごみの発生抑制・資源化の行動を促進するため、近隣市町村の動向なども調査したうえで、適正な手数料の設定を検討します。

また、粗大ごみに関しては、一律で料金を設定していますが、収集・運搬、処理・処分の難易性等を考慮し、品目毎に料金を設定するなどの検討を行います。

例)・手数料の適正化

**取組3 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底**

事業用大規模建築物の所有者又は占有者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行うことができるよう制度の検討を行います。

例)・減量化・資源化計画の策定を条例で規定

**取組4 共同住宅管理者などへの指導**

共同住宅等の管理者、経営者に対し、共同住宅から発生する資源ごみに関しては、分別し資源化するよう指導します。

**取組5 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制の啓発**

民間事業者による店頭回収等の普及により、市民と事業者による資源化システムの構築を促進します。

例)・事業者と共同で店頭回収をPR

**取組6 グリーン購入の推進**

再生品等の供給面の取り組みに加えて需要面からの取り組みが重要であることから、市は率先して環境物品等の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図ります。

例)・市役所のごみ減量への率先行動

**取組7 バイオマス<sup>※</sup>の資源化**

※バイオマス：生ごみ、草・木等

- ① 生ごみ堆肥化循環システムの利用促進と余剰堆肥の有効活用の検討  
生ごみ堆肥化循環システムの参加世帯数が増加するよう、市民への普及・啓発を進め、焼却量の削減、二酸化炭素の発生量の減少に努めます。また、余剰堆肥が発生する場合の有効活用方法や、堆肥で育てた野菜や果物のブランド化、循環システムを効率的に実施する方法について検討します。

- ② 草木の有効利用<sup>※</sup>

県、民間の研究機関、リサイクル事業者と連携し、刈草、剪定枝等のバイオマス利活用について調査・研究します。

※草木の有効利用：発電利用、燃料化、炭化、バイオマス由来のプラスチック、堆肥、チップ化、ペレット化等

### 取組8 廃食油の資源化

本市では廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料化しています。ごみ収集車の燃料として活用されており、温室効果ガスの削減にもつながることから、事業の継続と拡大を図ります。

### 取組9 エコステーションの活用

民間委託によるエコステーションを活用し、市民の利便性とリサイクル率の向上を図ります。

### 取組10 フードバンクやフードドライブの紹介

本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物、いわゆる食品ロスは、日本では令和3年度において約523万t発生したと推計されています。そこで、食品ロスの削減の方法の1つとして、フードバンクやフードドライブの取組みが位置づけられています。

国では、フードドライブを推進するため、自治体や地域の団体等がフードドライブを実施する際や自治体がフードドライブを推進する際に参考としてもらうことを目的に、「フードドライブ実施の手引き」を作成しています。

県では、県庁フードドライブを定期的実施し、県内でフードバンクあるいは同様の活動している団体について、県のホームページで紹介しています。ホームページでは、県内のフードドライブ情報及びフードバンクポスト・フードボックス設置情報を掲載しています。

本市では、現在、市民や事業者を対象にフード&日用品ドライブを実施し、回収した物品をフードバンクに送付しています。市民を対象とした取り組みとしては、甲賀市まちづくり活動センターまる一むで随時受け付けている他、自治振興会事業として取り組んでいる地域もあります。また、事業者においては、従業員のご家庭で消費しないフード&日用品を事業所内で持ち寄っていただき、ご寄付のお願いをしております。また、社会福祉協議会と共同でフードバンク・フードドライブ啓発のチラシを作成し、社会福祉協議会で配布しています。今後は広報紙等を通じて、この取組を広く紹介し、食品ロスの削減に努めます。そのほか、協力していただける企業に対して、フードバンク・フードドライブ啓発のための「のぼり旗」「のぼり竿」と支給し、事業の拡大を図ります。

### 取組11 紙おむつの資源化

紙おむつは、家庭系、事業系ともに燃やすごみとして分別排出されています。少子化により乳児用の紙おむつは横ばい傾向となっていますが、今後高齢化の進展に伴い、大人用の紙おむつは増加し、紙おむつ全体で増加する見込みです。紙おむつの資源化に取り組み、燃やすごみの焼却量を減らすことを検討します。

## (2) 市民における方策

### 取組1 資源の分別収集の活用

市民は市が行っている資源の分別収集を活用し、資源化を推進します。

### 取組2 生ごみの堆肥化

市民は燃えるごみの減量化を図るため、食品ロスの削減に努めるとともに、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機等を活用し、生ごみの堆肥化を推進します。また、市が行う生ごみ堆肥化循環システムに参加することにより、焼却量の削減、二酸化炭素の発生量の減少に向け、エネルギーの消費を抑えながらごみの発生量を削減します。

### 取組3 マイバッグの利用

燃えるごみの中には紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等、各種の包装用品のごみが含まれています。市民は、買い物時にマイバッグを使用し、レジ袋や過剰包装を断ることにより、こうしたごみの発生を抑制します。

### 取組4 使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、市民はプラスチック製ストロー等の使い捨て商品の使用抑制に努めます。また、再生品の選択と使用、バイオマスを原料とするプラスチック等の選択に努めます。

市は市民に対し、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルを選択するよう啓発します。

さらに、不要品の再使用を促進するため、不要品の情報収集・提供及び市民が不要となった物を持ち寄り交換するための場の提供などを推進します。

### 取組5 食品ロスの削減

食材は在庫をチェックして必要な分だけ購入し、期限までに食べきれずに廃棄することがないように努めます。買い物の際は、すぐに食べる場合は、消費期限・賞味期限が間近な食品から購入する「てまえどり」を実践します。

家庭では料理を必要な分だけ作る、食材を使い切る、飲食店では食べ残しがないよう料理をおいしく食べきる、残った料理は持ち帰るなどを心がけ、食品ロスの削減に努めます。また、宴会や会食においては、「最初の30分間と最後の10分間はお料理を楽しむことで食べ残しを減らしましょう」という3010運動に取り組みます。

そのほか、家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンク団体等を通じて、福祉団体や施設などに提供する活動に取り組みます。

### (3) 事業者における方策

#### 取組1 発生源における排出抑制

事業者は排出者責任や拡大生産者責任を認識し、ごみの発生抑制、資源化を推進します。

事業者は食品リサイクル法を踏まえ、市が実施している生ごみ堆肥化循環システムをモデルとして、地域におけるリサイクル事業者を活用して生ごみの堆肥化及び生産される堆肥の積極的な利用を推進します。

#### 取組2 過剰包装の自粛

事業者は過剰包装を自粛し、再使用・再生利用できる素材、形状の包装を採用するとともに、回収・資源化のルートを構築し、包装廃棄物の発生抑制を推進します。

#### 取組3 流通包装廃棄物の抑制

事業者は包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制します。

#### 取組4 使い捨て容器の使用抑制

事業者はプラスチック製ストロー等の使い捨て商品の採用を抑制するとともに、バイオマスプラスチック商品や繰り返し使用できる商品の採用及び自主回収、資源化ルートを構築します。

#### 取組5 環境に配慮した製品

事業者は環境保全のための新たな技術の開発や、環境に配慮した製品設計の実施、製品の流通方式における工夫などにより、製造の段階はもとより、消費や廃棄の段階における環境負荷の低減に努めます。

#### 取組6 店頭回収等の実施

事業者は店舗や事業所の空きスペースを市民との協働による店頭回収や古紙回収等の活動拠点として活用します。

#### 取組7 事業者間の協力

事業者はゼロエミッションを目指して、事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりやフードバンク活動及び子ども食堂などへの協力を推進します。

## 4. 2 収集・運搬計画

市民及び事業者がルールを守ってごみを排出し、行政が衛生的に迅速に収集・運搬することにより、資源化及び適正処理を推進します。

市が行う取組の体系を次に示します。

表 3-4-2 収集・運搬計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
収集・運搬計画	基本的な事項	取組 1	分別の徹底
		取組 2	収集・運搬主体の原則
	家庭系ごみの収集・運搬計画	取組 1	合理的な分別区分の検討
		取組 2	収集形態の継続・検討
		取組 3	収集回収の検討
		取組 4	収集体制の継続と高齢化を考慮した収集の研究
		取組 5	収集・運搬車両の見直し
	事業系ごみの収集・運搬計画	取組 1	排出者責任の徹底
		取組 2	許可業者による収集と自己搬入

### (1) 基本的な事項

#### 取組 1 分別の徹底

市民に対して、「家庭ごみの分け方・出し方」、「甲賀市ごみ事典」に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図られるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

#### 取組 2 収集・運搬主体の原則

家庭系ごみは委託収集、事業系ごみは許可業者による収集、一時多量ごみ（引っ越しごみ）は家庭系ごみ収集業者による収集を原則とします。

### (2) 家庭系ごみの収集・運搬計画

#### 取組 1 合理的な分別区分の検討

分別区分を次のようにするとともに、現状に合った合理的な分別区分の検討を行います。

#### 【分別区分】

- (1)新聞、(2)ダンボール、(3)紙パック、(4)その他の紙、(5)生ごみ、(6)廃プラスチック類、(7)ペットボトル、(8)発泡スチロール、(9)空き缶、(10)スプレー缶、(11)無色びん、(12)茶色びん、(13)その他の色びん、(14)廃食油、(15)家電 4 品目、

(16)燃えるごみ、(17)埋立ごみ、(18)金属、小型電気製品、(19)ライター、(20)燃える粗大ごみ、(21)燃えない粗大ごみ、(22)蛍光管、電球、(23)乾電池

#### 取組2 収集形態の継続・検討

資源ごみ、燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみに関しては、集積所方式による収集を行います。

粗大ごみについては、直接搬入を原則として、市に収集を依頼する場合にはリクエスト制による戸別収集方式を行います。

燃えるごみ、廃プラスチック類については、指定袋制を継続します。

また、小型電気製品及び埋立ごみについても指定袋制の検討を行い、排出者の責任を明確にしていきます。

#### 取組3 収集回数の検討

ごみの種類毎の収集回数は、原則下記のとおりとします。本計画に基づく取り組みの効果（ごみ減量化、資源化の程度）及び市民の要望を踏まえ、資源ごみの出しやすい収集回数の検討を行います。

##### 【収集回数】

週2回 : 生ごみ、燃えるごみ

月3～4回 : 廃プラスチック類

月2回 : ペットボトル

月1回 : 古紙類、発泡スチロール、缶類、びん類、廃食油、燃えないごみ、有害ごみ

随時 : 家電4品目、粗大ごみ

#### 取組4 収集体制の継続と高齢化を考慮した収集の研究

委託による収集・運搬体制を継続します。

#### 取組5 収集・運搬車両の見直し

人口の減少、ごみの発生抑制等により収集・運搬量は平成30年度の実績に対して約6%減少することが予測されることから、ごみの排出量の推移を考慮し収集・運搬車両台数等の見直しを行います。

また、収集・運搬車両の排気ガスに含まれる温室効果ガス等の低減を図るため、新規導入にあたっては、低公害車の利用等を推進します。

### (3) 事業系ごみの収集・運搬計画

#### 取組1 排出者責任の徹底

事業系ごみは、事業者自らが処理・処分を行うことを原則とします。

排出抑制・資源化に努め排出量の削減に努めます。

### 取組2 許可業者による収集と自己搬入

事業者が一般廃棄物を排出する場合には、家庭系ごみの分別区分、排出ルールに従うとともに、許可業者に収集を依頼するか、自ら処理施設に直接搬入します。(市不燃物処理場は含みません。)

収集・運搬業の許可については、今後の社会経済状況の変動や事業系一般廃棄物処理量の推移を見極めたうえで、必要に応じ検討を行うこととしますが、原則として新規許可は行わないものとします。

## 4.3 中間処理計画

分別収集されたごみの処理は、資源化を優先し、資源化できないものは、焼却処理を行い、処理後に発生する残渣類は、減量化・有効利用を推進します。取組の体系を次に示します。

表3-4-3 中間処理計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
中間 処理 計画	適正処理の推進	取組	適正処理の推進
	施設の健全な運営	取組1	ごみ処理の安定化
		取組2	計画的な補修整備
		取組3	公害防止対策
		取組4	環境汚染物質の測定・公開
	環境負荷の軽減	取組1	適正な稼働体制、稼働日数
		取組2	残渣の有効利用
	資源化の推進	取組1	民間活用の推進
		取組2	資源化の拡充
		取組3	越境ごみの受入
		取組4	廃プラスチックのリサイクル方法の検討

### (1) 適正処理の推進

#### 取組 適正処理の推進

分別収集したごみは中間処理し、資源化を優先的に行い、資源化が困難なごみについては焼却処理し、資源の循環が図りやすい処理体制を推進します。

#### ① 資源ごみ

○新聞、ダンボール、紙パック、その他紙

再生事業者へ搬出し、資源化します。

○生ごみ

生ごみ堆肥化循環システムを活用して、地域における循環的な利用を推進します。

○廃プラスチック類

民間事業者へRPF化を委託し、熱源として活用します。

○ペットボトル

民間事業者へ圧縮・梱包等を委託し、独自ルートで資源化します。

- 発泡スチロール  
民間事業者に減容化を委託し、独自ルートで資源化します。
- 缶類  
民間事業者を選別処理、圧縮処理等を委託し、原材料などに資源化します。
- びん類  
民間事業者に処理を委託し、独自ルートで資源化します。
- 廃食油  
民間事業者に軽油代替燃料化を委託し、リサイクル施設の燃料として資源化します。
- 家電4品目  
家電リサイクル法に基づくリサイクルルートで資源化します。

- ② 燃えるごみ及び燃える粗大ごみ  
燃えるごみ及び燃える粗大ごみは甲賀広域行政組合衛生センター第2施設で焼却処理します。また、燃えないごみ等を処理した後に発生する可燃性の残渣についても同施設で焼却処理します。
- ③ 燃えないごみ及び燃えない粗大ごみ  
燃えないごみ及び粗大ごみは、民間事業者に処理を委託し、金属類を回収し再生事業者ルートで資源化します。  
また、選別後に発生する廃プラスチック類に関しては、RPF化して熱源として活用します。
- ④ 有害ごみ  
乾電池、蛍光灯は専門の処理業者に処理を委託し、金属や重金属類を回収して資源化します。

## (2) 施設の健全な運営

### 取組1 ごみ処理の安定化

将来にわたり施設をより長く使用するため、減量化・資源化によるごみ焼却量の削減と高カロリー化の抑制を図り、安定したごみ処理に努めます。

### 取組2 計画的な補修整備

ごみ減量化により、補修期間を確保することで、綿密な補修計画を立案し、施設の適正な維持管理を図ります。

### 取組3 公害防止対策

適正な運転管理及び公害防止対策を継続し、ダイオキシン類や重金属類の排出、騒音、振動、悪臭などの発生を抑制します。

### 取組4 環境汚染物質の測定・公開

ダイオキシン類など環境汚染物質を定期的に測定し、測定結果を公開します。

### (3) 環境負荷の軽減

#### 取組1 適正な稼働体制、稼働日数

環境への負荷を軽減するため、適正な稼働体制、稼働日数を保ちます。

#### 取組2 残渣の有効利用

焼却残渣の熔融処理を行い、残渣を減容化・安定化し、路盤材などの土木資材として有効利用を検討します。

### (4) 資源化の推進

#### 取組1 民間活用の推進

リサイクル事業者（市内処分業許可業者）を活用し、市の資源化事業（資源ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの処理）を活性化していきます。

また、処分業の許可については、既存の処理方法以外で、より高度な処分が行われる場合のみ必要に応じて検討しますが、原則として新規許可は行わないものとします。

#### 取組2 資源化の拡充

資源分別回収量の増加や新たな資源分別回収品目の設定により、リサイクル施設の整備や更新、民間活用、広域処理への移行などを検討し資源化の拡充を図ります。

#### 取組3 越境ごみの受入

本市外の地方公共団体の区域において処理できない一般廃棄物であっても、当該地方公共団体から資源化処理等について協議のあるものについては、当市内の許可業者において処理が可能である場合に限り、民間リサイクル事業者での処理について認めます。

この場合、中間処理については高度な技術を要するため、許可するにあたり一定の技術基準を満たします。

#### 取組4 廃プラスチックのリサイクル方法の検討

本市では、容器等その他プラスチック製容器包装の識別マークが付いているものや、日用品等のプラスチック製品を廃プラスチック類として分別収集し、リサイクルしています。

一方で、甲賀広域行政組合衛生センター第2施設（ごみ処理施設）は、稼働から29年が経過しており、今後、新たな施設を整備する際は、エネルギーの高効率回収や有効利用が求められることから、廃プラスチックのリサイクルの在り方について検討を進めます。

廃プラスチックの主なリサイクル方法は次の通りです。

##### ① マテリアルリサイクル

集められた廃プラスチックを素材別に選別し、それぞれ熔融しペレットといったプラスチック原料を製造します。また、素材別に分けられない混合したプラスチックを直接製品に成型する場合があります。

- ② サーマルリサイクル  
 焼却したときに発生する「熱エネルギー」を回収し、利用する方法で、プラスチックを圧縮し固形燃料（RPF）とする方法があります。

4.4 最終処分計画

残渣類の安全かつ安定した最終処分を行います。取組の体系を次に示します。

表3-4-4 最終処分計画における取組の体系

施策の区分		施策の項目	
計画 最終 処分	最終処分対策	取組1	埋立量の削減
		取組2	最終処分場の確保
	埋立完了処分場の対応	取組	埋立完了最終処分場の跡地利用

(1) 最終処分対策

**取組1 埋立量の削減**

ごみの発生抑制・資源化に係る取り組み、資源ごみの分別の徹底、熔融処理・破碎・選別による徹底したごみの減量化・減容化により、埋立量の削減を図ります。  
 埋立処分に際しては、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持します。

**取組2 最終処分場の確保**

焼却処理後に発生する焼却残渣、燃えないごみ・燃えない粗大ごみ等を破碎選別処理して発生する破碎残渣に関しては、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分します。また、信楽地域から排出される破碎残渣は信楽不燃物処理場で埋立処分します。  
 大阪湾広域臨海環境整備センターに関しては、継続的に安定して埋立処分が行えるよう計画的な最終処分場の整備を要請していきます。  
 本市の既存施設に関しては、延命化対策を推進するとともに、埋立完了後を考慮して新規最終処分場の整備や民間活用などによる最終処分場の確保を検討します。

(2) 埋立完了処分場の対応

**取組 埋立完了最終処分場の跡地利用**

埋立完了最終処分場については、安定化を図り、緑地化や緊急時等の災害廃棄物の仮置場などとしての有効利用等を検討していきます。

## 4.5 その他の事項

その他の取組の体系を次に示します。

表3-4-5 その他の取組の体系

施策の区分		施策の項目	
その他	市民・事業者・行政の連携	取組1	廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置
		取組2	環境美化の推進
	適正処理困難物への対応	取組1	適正処理困難物への対応方法の検討
		取組2	医療系廃棄物への対応強化
	不法投棄対策の強化	取組1	不法投棄対策の推進
	ごみの持ち去り及び違法回収対策の強化	取組1	監視・取締りの強化

## (1) 市民・事業者・行政の連携

**取組1 廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置**

ごみの減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項について審議し、取組の方向性を定めるために、(仮称)甲賀市廃棄物減量化等推進審議会の設置を検討します。

また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取組、資源の分別排出の徹底などを推進するため、大学等と連携し、専門的な知識を持つ(仮称)甲賀市廃棄物減量化等推進員の設置を検討します。

なお、審議会及び推進員の設置へ向けて条例などの改正を検討します。

**取組2 環境美化の推進**

甲賀市まち美化活動の定着、環境美化運動(ごみゼロの日、びわ湖の日、県下一斉清掃の日)、環境美化推進員による環境美化活動、各種広報誌による啓発を推進し、市民・事業者・行政が一体となった環境美化活動に取り組んでいきます。

## (2) 適正処理困難物への対応

**取組1 適正処理困難物への対応方法の検討**

タイヤ、バッテリー等本市で処理困難物として定めているごみは、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

**取組2 医療系廃棄物への対応強化**

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進、及び適正な処理・回収ルートを活用するよう市民へ啓発します。

感染性医療廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

### (3) 不法投棄対策の強化

#### 取組 不法投棄対策の推進

- 土地所有者及び管理者に対する対策の要請  
土地所有者及び管理者の管理責任を明確にし、自己管理の強化を要請します。  
柵や看板の設置を促す等、不法投棄対策の実施を呼びかけます。
  
- 監視体制の強化  
シルバー人材センターや自治振興会等への委託、ボランティア及び市職員によるパトロール、監視体制の強化を推進します。  
例)・組織的な巡回監視体制の整備
  - ・巡回頻度の増加(週1回の巡回実施)、巡回範囲の拡大
  - ・夜間監視、民間委託の検討
  - ・不法投棄の多発地帯に関しては、監視カメラの設置による重点的、定期的な監視
  
- 住民、各種団体との連携  
市民、NPO等と連携した地域美化・清掃活動を推進します。  
市民、NPO、郵便局、新聞販売店、宅配事業者、コンビニエンスストア、JA、河川保全・美化団体、森林組合、警察等との連携を強め、不法投棄に関する情報収集・不法投棄対策を推進し、不法投棄をさせない環境づくりを強化します。
  
- 回収体制の強化  
民間委託による環境美化推進委託業務の一環として、不法投棄物の迅速な回収を行います。  
ただし、私有地の不法投棄物については、土地所有者又は管理者が適正に処理することになりますので、市では原則として回収は行いません。

### (4) ごみの持ち去り及び違法回収対策の強化

#### 取組 監視・取締りの強化

- 住民、各種団体との連携  
集積庫管理者や警察等と連携を強め、ごみの持ち去りや違法な無料回収等を行うことができない環境づくりを強化します。
  
- 広報による住民周知  
市広報誌や集積庫への看板設置等で周知を行い、不適切処理の防止を強化します。